

洗足学園音楽大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2022（令和4）年度大学評価の結果、洗足学園音楽大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2023（令和5）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までとする。

II 総評

洗足学園音楽大学は、創造性と人間性豊かな人材の育成を教育理念とし、大学の目的を「深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与する」ことと定めている。また、大学の目的に基づき音楽学部、大学院の人材養成及び教育研究上の目的を定めている。さらに、2019（令和元）年度に「洗足学園中期計画 2020～2024」を策定し、「教育・研究に係る質の向上」「多様な学生の安定した受入れ」「学生支援の強化」「教育環境の整備」「社会連携・社会貢献の推進」「国際化の取組み」「管理運営・財務の適切化」の7点を柱とし、大学運営の改善に取り組んでいる。

教育においては、大学の目的や建学の精神・理念を踏まえ、音楽学部及び大学院ともに、それに基づく学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、「専門必修科目」「専門選択科目（各コース）」「専門選択科目（全コース共通）」「一般総合科目」で構成する教育課程を設けている。また、音楽学部及び大学院ともにアセスメントポリシーを定め、その指標に基づき学習成果を評価しているほか、卒業時満足度調査等を通じて、カリキュラムや学位授与方針の達成度を確認している。GPA制度を導入し、アカデミック・アドバイザー（以下「AA」という。）等による履修指導に活用している。また、アカデミック・プロデューサー（以下「AP」という。）の指導のもとAAが学生を分担して卒業まで履修指導を含む大学生活についての指導を行っており、この制度が機能し、学習と学生生活の両面で支援していることは特色ある取り組みといえる。しかし、教育課程に関し、教養科目群である「一般総合科目」を全く履修しなくても卒業できることとなっており、学位授与方針に「十分な専門的知識や技能及び汎用的能力を身に付けた人間性豊かな人材」に学位を授与すると定めていることに鑑み、これに応じたカリキュラムを編成することが強く求められる。また、シラバスにおいて「授業計画」の記述には精粗が見られる。教

養教育の不足及びシラバスの精粗については、前回の大学評価（認証評価）結果において指摘を受けており、その後の改善報告書検討結果でも改善が不十分であることが指摘されているため、長きにわたる課題を適切に改善することが求められる。

内部質保証については、2020（令和2）年度に学長を議長とし、内部質保証に関する方針策定、体制の整備などを担う「内部質保証推進委員会」を設置し、副学長を議長として点検・評価項目及び実施者への点検指示、結果の聴取及び教授会への報告を担う学部及び大学院の「自己点検・評価委員会」が全体を統括し、各部署の点検・評価を統括する体制を設けている。しかし、「自己点検・評価委員会」において毎年度、点検・評価重点項目を決定し、自己点検・評価を行っているものの、それら点検・評価重点項目は限定的なものであり、大学全体の取り組みを網羅的に自己点検・評価するものにはなっていない。また、上記の教養教育の不足やシラバスの精粗に係る問題については、前回の大学評価（認証評価）結果での指摘事項であり、その改善が不十分であることから、内部質保証が機能しているとはいえない。さらに、大学自身が点検・評価重点項目として教授会を点検・評価し、「開かれた教授会」との方向性を明示したものの、その後の学則改定では構成員を限定する変更を行うなど一貫性を欠いており、必ずしも適切な改善とはいえない。そのため、学則変更による教授会構成員の適切性やあり方等について実質的な点検・評価を行い、その結果を踏まえて、学長が適切な決定を下すうえで教授会が必要な役割を果たせるよう、大学運営の課題も含めて、大学として教育の質を自ら保証することを強く要請したい。

その他の問題として、まず、ファカルティ・ディペロップメント（以下「FD」という。）活動において、研究活動の活性化や社会貢献等の諸活動の推進を図ることを目的とした取り組みがないため、教育課程や指導内容・方法の改善のみならず、教員組織の資質向上のための全体方針を明確にし、適切なFDを実施するよう、改善が求められる。次に、学生の受け入れでは、学科単位で入学定員を設定しているものの、教育の実施単位はコース・専攻単位であり、実態としては学長が各コースの入学者数目標値を定めているため、明確な基準やルールを設けるよう改善が求められる。さらに、ほとんどが任期付きの専任教員であり、教育において重要な役割を担うAAの大半が非常勤講師である状況に鑑みて、教育環境の整備の観点から、コースごとの入学者数の適切性、教員構成やFDの適切性を検証されたい。

当該大学においては、学習内容の多様化に対応して、学科内に設けるコースの数を増やしており、2023（令和5）年度からは入学定員を増加することとしている。今後、大学の規模が拡大するなかで更なる教育の質保証が重要になることから、学習・学生支援の特色を伸長させる一方で、学長、教授会、学部及び各コース、内部質保証組織の間でより有機的な関係性を確立することにより、これらの問題点を改善することを期待する。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

当該大学は、創設者の建学の精神に基づき、創造性と人間性豊かな人材の育成を教育理念とし、目的を「深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与すること」と定めている。また、大学院は「学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与すること」と定めている。

これに基づき、音楽学部の人材養成及び教育研究上の目的を「音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら『主体的な学び』を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成すること」と設定しており、大学の目的等を適切に定めている。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的及び学部・研究科の教育研究上の目的は、学則に定めるとともに、他の関連規程にも定めている。また、ホームページに掲載することで、社会に公表している。一方、教職員や学生に対しては、学内の教務システムである「SENZOKUポータル」に掲載し、入学式後のオリエンテーションや「教務ガイダンス」において説明することで、周知を図っている。

- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

建学の精神のもと、変化する社会の要請に応えるため、2019（令和元）年度に5年間の計画として「洗足学園中期計画 2020～2024」を策定した。同計画においては、「教育・研究に係る質の向上」「多様な学生の安定した受入れ」「学生支援の強化」「教育環境の整備」「社会連携・社会貢献の推進」「国際化の取組み」「管理運営・財務の適切化」の7点を柱としている。また、大学における中期計画として、「内部質保証体制の構築」「学修成果の可視化」「学生支援の強化」「ICT/IT等及び

情報化の推進」の4つの中心課題を設定している。これに基づき、教育研究活動の活性化と質の向上を図るため、P D C Aサイクルの確立をはじめとする諸施策を設定している。

大学の中期計画に掲げた内部質保証体制の整備を具体化すべく、「自己点検・評価委員会」の組織体制が「学部」と「大学院」との区別を明確化し、それぞれに「特別ワーキンググループ」を設置して機能させる体制にしており、「洗足学園音楽大学内部質保証組織図」として明示している。

2021（令和3）年度からは、学部教授会には23の委員会、大学院教授会のもとには6つの委員会を設置し、各所管レベルにおいて恒常的にP D C Aサイクルを機能させる体制とし、各委員会や教授会、「自己点検・評価委員会」等の各組織間での報告及びフィードバックを行う体制としている。ただし、「5学生の受け入れ」に後述するように、実態として各種委員会で方針に沿った活動の適切性は点検・評価しておらず、業務に関する改善を検討しているのみであるなど、委員会内でのP D C Aサイクルが機能しているとはいえないため、中期計画に示した取り組みを実行するうえで留意されたい。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2019（令和元）年度に「洗足学園中期計画2020～2024」を策定し、「内部質保証体制の構築」を大学全体の改革のための喫緊の重要課題と定めている。同中期計画の終了年度である2024（令和6）年が学園100周年にあたることもあり、これを学園及び大学の全学的方針として重要視している。同計画の内容としては、「学長を中心として、自己点検・評価委員会、学部教授会、大学院教授会において社会の変化等を考慮しながら客観的に評価し、検証するなどP D C Aサイクルを確立し継続して取り組む」ことなどを掲げている。この中期計画に基づき、2021（令和3）年度には、「内部質保証に関する方針」を策定し、内部質保証の目的、体制、実施方法や結果の公表に関する考え方を明示している。具体的には、「理念・目的を実現するため、本学は自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図る」ことなどを定めている。

内部質保証の手続については、前回の大学評価（認証評価）の結果において、自己点検・評価結果を改善につなげる体制を構築し、目的の実現に向けた改革・改善に取り組むよう指摘されたことを受けて、「自己点検・評価委員会」を中心とする体制を設け、自己点検・評価活動に基づく取り組みを行っている。具体的には、大学全体の内部質保証に責任を負う「内部質保証推進委員会」のもと、大学基準の項目に沿って、各担当部署がそれぞれの点検・評価を行った結果を大学・大学院それ

ぞれの「自己点検・評価委員会」において検討する体制としている。なお、こうした体制を「内部質保証組織・体制図」に示している。

以上のことから、内部質保証の全学的な方針・手続を適切に明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2020（令和2）年度から、「内部質保証推進委員会」「自己点検・評価委員会」「特別ワーキンググループ」及び事務局が連携した内部質保証体制を設けている。従来の「自己点検・評価委員会」から、学部の点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」と大学院の点検・評価を行う「大学院自己点検・評価委員会」に組織を分けたうえで、上位組織として学長を責任者とする「内部質保証推進委員会」を位置づけた。なお、「内部質保証推進委員会」が自己点検・評価活動を統括する組織となることで、全学的な内部質保証に責任を負うことを意図した組織改編を行っている。

学部及び大学院の各「自己点検・評価委員会」のもとには、各委員会からのヒアリングに基づき実質的に点検・評価報告書原案を作成する「特別ワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループで問題点・改善課題を洗い出し、「自己点検・評価委員会」に報告することとなっている。報告を受けた「自己点検・評価委員会」は、学内の質保証に係る委員会等での取り組み状況の把握・調整をするほか、全学的な改善に向けた施策の企画・立案及び提案等を行い、各委員会からの報告をもとに、点検・評価の過程でそれぞれの長所や問題点・改善課題を明らかにして各委員会に指示を行い、適切な目標設定を行ったうえで、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行うとしている。さらに、「内部質保証推進委員会」は、全体を統括する立場から、改善指示及び支援を行うこととなっている。くわえて、外部有識者から助言を受けることにより、より客観的な評価を目指している。これらの体制整備の方針は、当該2020（令和2）年度から「学内体制の刷新を図り、大学の社会的責任としての『内部質保証』の精神」に基づき、「方法論として『PDCA』に則った点検評価」の実施を行うというものであり、「2021年度の基本方針」に引き継がれていることが確認できる。

しかし、「内部質保証推進委員会」と学部・大学院の各「自己点検・評価委員会」において、構成員に重複が見られること、改善指示や支援等の役割が重複していることについては、組織の独立性や相互の関係性の明確化の観点から、適切な体制を構築することが求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）の策定にあたっては、学則に示した人材養成及び教育研究上の目的に基づき、各方

針を定めている。また、2021（令和3）年度には、「自己点検・評価委員会」が全ての各種方針・ポリシーの点検を行った結果、「特別ワーキンググループ」に方針・規程の修正案の作成を指示し、修正案を「自己点検・評価委員会」で審議・決定し、所管する各種委員会を経て、「内部質保証推進委員会」及び教授会に報告している。その結果を受けて、同委員会が3つの方針等について、全学的な見地から整合性が図れているか検証を行うよう、「自己点検・評価委員会」に指示している。

「内部質保証に関する方針」に基づき、「個々の教員による検証（科目レベル）」「学部・大学院による検証（教育課程レベル）」及び「全学的な観点による検証（機関レベル）」の3つの段階において、それぞれP D C Aサイクルを機能させるとしている。具体的には、「個々の教員による検証（科目レベル）」については、学生による「授業に関するアンケート」とそれを活用したF Dに係る研修会の実施を中心とし、教員による授業の検証を行っている。「学部・大学院による検証（教育課程レベル）」については、3つの方針に対応して、「入試委員会」が学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に関する事項、「カリキュラム委員会」が教育課程の編成・実施方針とカリキュラムの整合性、「教務委員会」がアセスメントポリシーに基づいて学位授与方針に示した学習成果の把握・評価を行っている。「カリキュラム委員会」において、カリキュラムの適切性を検証する際には、「授業に関するアンケート」及び「学修行動調査」を活用し、学生の履修モデルやコース制における教育効果の検証に際しては、学生への履修指導にあたっているA Aが重要な役割を果たしている。なお、「入試委員会」においては、入学試験業務や学生の受け入れ方針の審議は行っているものの、学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜や定員管理に関する検証は十分に行っていないため、適切な取り組みが望まれる。

学部・研究科における定期的な点検・評価については、毎年度、「自己点検・評価委員会」において、点検・評価重点項目を決定し、点検・評価を行うとともに、その結果をホームページで公表している。しかし、それらの点検・評価重点項目は限定的なものであり、大学全体の取り組みを網羅的に自己点検・評価するものにはなっていない。すなわち、「内部質保証に関する方針」では、教育研究活動等を対象とした自己点検・評価の過程で長所や問題点、改善課題を明らかにする旨を定めているが、その機能が十全に発揮されるまでには至っていない。今後は、大学の諸活動全般の適切性を定期的に点検・評価し、大学が積極的に取り組んでいる学生の受け入れ、定員管理に関する重要な方針を決定する際には自己点検・評価の結果を活用し、自らの問題点、改善課題の改善に取り組むよう改善が求められる。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、大学評価（認証評価）を申請するために実施した自己点検・評価の際には、全学的な観点から大学・大学院の各「自己点検・評価委員会」が中心となって各種方針の検証を行い、それぞれの方針

を所管する委員会に指示を出して規程・方針等の改正に取り組んでいる。しかし、「内部質保証に関する方針」及び「自己点検・評価委員会規程」において、「自己点検・評価委員会」は学部・研究科の自己点検・評価を行う組織となっており、その結果に基づく改善・支援は「内部質保証推進委員会」の役割となっているため、「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証推進委員会」が方針・規程に基づく役割を果たしているとはいえない。さらに、2019（令和元）年には点検・評価重点項目として教授会のあり方を設定し、点検・評価を行い、これを受けて方向性を明示したものの、「10 大学運営・財務（1）大学運営」にて後述するように、2022（令和4）年度からの学則改定ではこの方向性に反しており、一貫性を欠く取り組みとなっている。このように実態と照らすと、内部質保証の推進に責任を負う「内部質保証推進委員会」が各委員会等に対して適切に改善を支援しているとはいえない。

行政機関や認証評価機関からの指摘事項への対応については、当該大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、認証評価機関からの指摘事項に対しては学長を長とした「特別ワーキンググループ」を組織して指示し、各改善事項に係る教授会・委員会及び事務局等において、改善に向けた方策の策定に向けて検討を行い、改善に向けた取り組みを改善報告書にとりまとめ、本協会に報告している。ただし、「4 教育課程・学習成果」にて指摘しているように、前回の大学評価（認証評価）結果において指摘した教養科目の内容や教育課程の編成に関する課題、シラバスの記載に関する課題については、改善報告書検討結果にて更なる改善を望まれていたが、現状においても改善されていない。いずれの指摘も大学における教育の基盤となる重要な事項であり、指摘を受けての取り組みが見られるも改善につながっていないため、内部質保証システムが十分に機能していないといえる。指摘事項の趣旨への理解を深め、適切な改善に取り組むことを強く求める。

以上のことから、自己点検・評価にあたっては、その対象の本来的な使命・目的に照らして適切性を検証することが重要であることを再確認したうえで、自己点検・評価の実質化に取り組み、「内部質保証推進委員会」が各組織・委員会等における改善を適切に支援することで、内部質保証システムを機能させるよう是正されたい。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

法人の各種情報は、「学校法人洗足学園情報公開規程」に基づき、ホームページ上に「DATABOOK2021」として公開している。「DATABOOK2021」を通じて、学校教育法施行規則に定められた事項に関する情報を公表しているほか、留学生支援や特色ある取り組みであるAP、AA制度についての取り組みも掲載している。

また、情報の信頼性及びその適切な更新を念頭に置いて、公開情報を正確かつ最

新の情報を保つための方策として、「DATABOOK2021」に掲載する各種情報の担当部署を明確化している。

以上のように、自己点検・評価の結果、諸活動の情報について、ホームページを通じて広く発信しており、社会に対する説明責任を果たしている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2020（令和2）年度から、学長のもとの「内部質保証推進委員会」と副学長のもとの「自己点検・評価委員会」という体制の構築を実施して機能分化を図り、責任体制の確立により、委員会相互の連携のあり方を模索する段階にある。しかし、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価する仕組みは明確になっておらず、取り込まれつつある現在の連携体制を実質的に機能させるための具体的な仕組みづくりが望まれる。

また、点検・評価項目③にて既述したように、実質的な自己点検・評価や内部質保証システムの整備には課題があり、前回の大学評価（認証評価）結果での指摘事項への改善も不十分であるため、早期に内部質保証システムの適切性を検証することが求められる。くわえて、例えば教授会のあり方については、自己点検・評価の結果に基づく改善の一貫性を欠いているため、自己点検・評価の結果に基づく改善の適切性を検証することが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 毎年度、「自己点検・評価委員会」において点検・評価重点項目を決定し、点検・評価を行っているが、それらの点検・評価重点項目は限定的なものであるため、「内部質保証に関する方針」に定めるような、教育研究活動等を対象とした自己点検・評価による長所や問題点、改善課題の明確化が十分にできていない。また、前回の大学評価（認証評価）結果で指摘された教育課程の編成・教育方法に係る課題への改善が不十分であること、自己点検・評価の結果に基づく改善の取り組みが経年的に見ると合理性・一貫性を欠いていることから、内部質保証が機能しているとはいえない。自己点検・評価の精度を高め、内部質保証に係る諸組織の役割・連携を明らかにするとともに、教育の質の保証・向上の観点から全学的なPDCAサイクルを機能させるよう、是正されたい。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織

の設置状況は適切であるか。

大学及び大学院、研究科のそれぞれの目的に基づき、音楽学部音楽学科、音楽研究科に修士課程を設けている。くわえて、「現代邦楽研究所」及び「舞踊研究所」の2つの研究所、「教職センター」及び「メディアセンター（附属図書館）」の2つのセンターを設けている。また、学士課程にコース制を導入しており、音楽学科のもとに、2021（令和3）年度の時点で18のコース（作曲、音楽・音響デザイン、ピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器、電子オルガン、ジャズ/ジャズ&アメリカンミュージック、現代邦楽、ロック&ポップス、声楽、ミュージカル、バレエ、声優アニメソング、ダンス、ワールドミュージック、音楽教育、音楽環境創造）を設けている。音楽研究科では、4つの専攻（器楽、声楽、音楽教育学、作曲）に11コースを設置している。

音楽学部音楽学科、音楽研究科のいずれにおいても「コース」として言及している単位には入学定員は設定しておらず、入学定員は、音楽学部では音楽学科、音楽研究科では4つの専攻に対して設定している。なお、履修モデルとしては、音楽学部音楽学科では59モデル、音楽研究科では11モデルを有しており、2022（令和4）年度入試では器楽専攻オルガンを除き10コース、学科・コース編制、研究科各専攻・コース編制、カリキュラムの展開を総合すると、音楽研究科はコースと履修モデルの同一性が高く、目的志向性・独立性の高い履修及び学修環境にあるのに対し、特に音楽学部音楽学科において、学びの多様性やコースを超えた学生間交流が生じる特長を備えていることが確認できる。音楽の多様性や深遠さを探究する要求に応え、高等教育機関にふさわしい教育研究組織とするためにコース改編を重ね、現在の教育研究組織となっている。

なお、『点検・評価報告書』で2020（令和2）年度をもって音楽専攻科（1年課程）を募集停止することとなったとしているが、ホームページの「DATABOOK2022」において「設置学部・学科・コース等」として同専攻科が掲載されており、募集停止の年度が2021（令和3）年度と記載されているため、教育研究組織の正確な設置状況を提供することが望まれる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、従来、「自己点検・評価委員会」を中心とする点検・評価がそれを担っている。その結果に基づき、コースの改廃の必要性が生じた際には、学長からの指示のもと、「カリキュラム委員会」やそのもとに設けたワーキンググループ、教授会がそれぞれに役割を分担してコースの新設・廃止等を行ってきた。具体的には、前回の大学評価（認証評価）以降の教育組織の改編状況は、2015（平成27）年から2019（令和元）年までに学部で5つのコースを新

設し、他方、専攻科は2020（令和2）年度をもって募集停止を行った。また、附属研究所についても教育研究上の役割や社会的意義、活動状況、今後の展望等さまざまな観点から点検・評価を行い、打楽器研究所及び音楽感受研究所の廃止と舞踊研究所の設置に至っている。その他、現時点では教育研究組織に位置づけていないものの、留学生の増加に伴う国際的環境への配慮の必要性の一層の高まりから、2019（令和元）年度に国際交流部（2021（令和3）年度に「国際交流センター」に改称）を創設した。同センターは特に新型コロナウイルス感染症拡大の環境下のなかで教育機能を補完する役割をも担っている。

2020（令和2）年度に全学的な内部質保証体制を設け、教育研究組織の適切性に関する点検・評価の取り組みについては確認できたものの、「内部質保証推進委員会」による改善・支援によって教育研究組織の改善に取り組んでいるとはいえない。例えば、「5学生の受け入れ」で後述するように、音楽学部音楽学科のもとに設けている18コースに関し、コース間で教員1名あたりの学生数比率に大きな差異が生じているものの、増減員を含めたコースへの教員配置及びコース改廃の明確なガイドラインなどは存在していない。入学者数の取り扱いについては、「近年の入試状況の分析結果に基づき、学長がコースごとの入学者数の目標値を定めている」としている。また、コースの改廃にあたっては、実態としては、学長の指示により「カリキュラム委員会」のもとにカリキュラム改編に関するプロジェクトチームを設け、コースのあり方や改廃について検討を重ねている。一方で、教学組織と法人組織の情報共有、意思疎通、意見交換の場として、定期的を開催している「CL（クラシック）木曜会」「BH（ブラックホール）木曜会」において、各コースの責任者であるAPが各コースの現況、教育研究活動の状況、卒業生の進路、今後の目標、次年度の計画等について情報を共有している。同会議体は、規程等に基づかない非公式な会合ではあるが、理事長、学長、副学長、研究科長、学部長、各コースのAPが構成員であり、ここで報告される各コースの状況や学生の動向等、時代の変化、地域社会からの要請を把握するリソースとして機能しており、当該大学の運営実態において重要な会議体となっている。

上記のコースの設置・改編には「カリキュラム委員会」が関わってはいるものの、こうした規程に定めのない会議体において検討し、そこで共有した情報をもとに学長が「入学者数の目標値」を決定している。このように、教育研究組織の改編に関する重要な検討が規程に定めのない会議体で行っていることは適切とはいえないため、適切なプロセスを構築することが求められる。また、教育研究組織の適切性の点検・評価及び改善・向上への内部質保証システムの関与について明確にし、取り組むことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の目的や教育目標に基づき、大学の学位授与方針として「本学は所定の在学年数を満たし、本学が定める教育目標及び教育課程に沿って必要な学修成果を修め、その証として、所定の単位を修得し卒業した者を、建学の精神を体現し、十分な専門的知識や技能及び汎用的能力を身に付けた人間性豊かな人材と認め、学士（音楽）の学位を授与する」ことを定めている。これを踏まえ、音楽学部では「自らの専門分野に関する専門的知識や技能を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる」「論理的思考力に基づき、自ら問題を発見し解決することができる」等の5つの事項を修得した者に学位を授与することを定めている。さらに、各コースにおいて修了までに修得すべき能力等を明示した学位授与方針を定めている。

大学院の学位授与方針として、「本学大学院は所定の在学年数を満たし、音楽研究科が定める教育目標及び教育課程に沿って必要な学修成果を修め、その証として、所定の単位を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に修士（音楽）の学位を授与する」と定め、特定の課題については、修了演奏もしくは修了作品及び副論文をもって充てることのできる旨を付記している。これを踏まえて、研究科では「自らの専門分野の高度で専門的な知識・技能あるいは研究能力を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる」「社会における自らの専門分野の意義と役割を理解し、専門家として主体的で創造的な研究活動を継続することができる」等の6つの事項を修得した者に学位を授与することを定めている。さらに、各専攻・コース別に修得すべき能力を示した学位授与方針を定めている。

以上のことから、大学・大学院の学位授与方針に基づき、学部では各分野に求める知識・技能・態度等を授与する学位ごとに具体的に定め、大学院では専攻・コースごとに学習成果を示した方針を定めており、これらはホームページ及び履修要項において公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学及び大学院全体の学位授与方針に対応した教育課程の編成・実施の方針を定めており、「教育課程編成の方針」及び「教育課程実施の方針」で構成している。大学では、「教育課程編成の方針」を「①教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。②教育課程の編成に当たっては、深く専門の学芸を教授し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養及び実行力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する」と定めている。

「教育課程実施の方針」は「③『卒業認定・学位授与の方針』に定めた卒業時まで
に修得すべき知識・技能等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるの
かについて、学生が理解しやすいように配慮する。④学生の主体的で活発な学修意
欲を促進する立場から、社会的実践の機会を積極的に設定する。⑤成績評価の公正
さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の主題・到達
目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、総合
的・多角的な成績評価を実施する」と定めている。

大学院においても同様に、「教育課程編成の方針」を「①教育上の目的を達成す
るために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に
教育課程を編成する。②教育課程の編成に当たっては、専門分野に関する高度な専
門的知識、演奏・表現能力あるいは研究能力を修得させるよう適切に配慮する」と
定め、「教育課程実施の方針」を「③『修了認定・学位授与の方針』に定めた、修
了時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成
されるのかについて、学生が理解しやすいように配慮する。④学生の主体的で活発
な学修意欲を促進する立場から、社会的実践の機会を積極的に設定する。⑤成績評
価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の主
題・到達目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するた
め、総合的・多面的な成績評価を実施する。⑥修士論文若しくは特定の課題につい
ての研究の成果の審査体制を充実させ、厳格な審査を行う」と定めている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、より具体的な内容を授与
する学位ごとに示しており、これらはホームページ及び履修要項において公表し
ている。

**③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、
教育課程を体系的に編成しているか。**

学部及び大学院の教育課程は、各専門分野の学問体系を考慮した編成と科目区
分をしており、学習の履修における順次性に配慮して各科目を設定している。学部
では、教育課程の編成・実施方針に基づき、「専門必修科目」「専門選択科目（各コ
ース）」「専門選択科目（全コース共通）」「一般総合科目」の4つに区分し、研究科
では、各専攻で「専門必修科目」「専門選択科目」「自由科目」の3つに区分して科
目を配置している。

2019（令和元）年度以降、「カリキュラム委員会」においてワーキンググループ
を組織し、教養教育のあり方について継続的な検討を行っている。また、教養教育
の考え方や目標とする修得単位数について2022（令和4）年度の履修要項に明文
化し、入学後のオリエンテーションにおいて学生に説明を行っている。しかし、卒
業要件では、教養科目である「一般総合科目」には必修科目を置いていないため、

同科目群から全く履修しなくても卒業が可能となっている。それにより、教育課程を体系的に編成していても、学生の履修方法によっては専門科目の履修のみに偏ってしまう可能性がある。学習者本位の教育とは、学生が自身の興味嗜好のままに授業科目を履修できることではなく、大学が学位授与方針において学生や社会に対して約束した学習成果を学生が獲得できるような環境を整備するとともに、そのための教育を行うことであり、当該大学の場合、学部の教育目的に「深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与する」ことを示し、大学の学位授与方針に「十分な専門的知識や技能及び汎用的能力を身に付けた人間性豊かな人材」に学位を授与すると定めているため、これらに照らして、学生が体系的に科目を履修できるよう、カリキュラム編成や履修指導を行うことが必要である。なお、教養科目に関する問題は、前回の大学評価（認証評価）結果においても指摘を受けており、改善報告書検討結果においても改善が不十分であると指摘されているため、着実に改善することを求める。

大学院においては、いずれの専攻でも演奏法研究や演奏実習、制作研究、理論研究等のリサーチワーク科目を設け、コースワークと組み合わせた教育課程を編成している。また、「専門必修科目」及び「専門選択科目」を設け、学生一人ひとりの自立的な研究内容を尊重し、それに合わせた専門的、個別的な教育課程とすることを目指し、いくつかのプログラムから学生が研究テーマに即した授業を選択する「プロフェッショナル特殊研究」の科目を開講している。

なお、大学・大学院ともに科目の区分を履修要項に示しており、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との関連を示すためのカリキュラムマップ及びカリキュラムの構造を明確に示すためのカリキュラムツリーはそれぞれホームページで公表するとともに、入学後のオリエンテーション等の履修指導時に活用している。

以上のことから、学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程を編成しており、研究科については概ね適切といえる。ただし、学部の教育課程に関しては、教養科目にあたる「一般総合科目」から履修せずとも卒業要件を満たすことから、教育課程や履修指導を改善することが求められる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部の授業を講義科目、演習科目、実習と実技科目、音楽の実技に分類し、専門（主科）実技については1対1の個人レッスンを行っており、講義科目や演習科目においても少人数授業を基本としている。大学院の授業は、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目を配置しており、1対1のレッスン若しくは少人数のクラス学

習指導が基本となっている。研究指導教員が学生と面談を行い、研究内容を確認して履修指導を行っている。ただし、コースによっては専任教員1名あたりの学生数の割合が高くなっており、一方でAAの大半が非常勤教員であるなど、非常勤の教員によって少人数のクラスが実現できていることについて、教育環境としての適切性を検証されたい。そのうえで、コースごとの学生の受け入れのあり方を含め、教育の質を保証する観点から環境を整備することが望まれる。

単位の実質化を図るための措置として、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。学生が無理なく学修できるよう、AAが学生と個別面談を行い、履修指導を行うとともに、学生の学習状況を把握してそれに応じた支援を行っている。

シラバスには、全ての科目の授業形態や主題・到達目標、年間授業計画等を記しており、ホームページを通じて公開している。また、SENZOKUポータル内のシラバス照会・授業時間割・履修登録画面から確認できるようになっており、学生の利便性を確保している。ただし、「授業計画」の記載内容には精粗があり、一部に極めて簡略化された記載が見受けられるため、学生に対して履修や授業準備等に関わる十分な情報を提供するよう、シラバスの一層の改善が求められる。なお、シラバスの精粗については、前回の大学評価（認証評価）の結果においてシラバスの内容と点検に関する指摘を受け、改善報告書検討結果においても更なる改善が求められていたことから、毎年度、科目担当者による見直しを行うとともに、執筆者以外の第三者によるシラバスチェックを行う仕組みを設け、シラバスチェックワークショップを実施するなど改善に努めているものの、未だ精粗が見られるため、チェック体制の強化を含め、この長期にわたる問題の改善に取り組まれない。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

全ての科目の成績評価方法及び基準は、「洗足学園音楽大学成績の評価基準」及び「洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準」に定めており、履修要項に明記し、学生への周知を図っている。また、各科目の成績評価の詳細については、シラバスに明記している。実技科目に関しては、一人ひとりの演奏に対して複数の教員が評価を行う仕組みを整えている。

コースごとの成績分布については、「教務委員会」において分析しており、成績分布に著しい偏りが生じないように「成績の評価基準」に評定S及び評定Aの上限の割合を定め、厳格な評価に取り組むよう、各コースのAPを通じて働きかけている。

既修得単位の認定に関しては、学則に定め、「教務委員会」において審査を行い、教授会の議を経て学長が認定する手続となっている。

学位授与については、「教務委員会」において、「卒業（修了）判定基準」に則り、卒業・修了判定を行い、学部教授会及び大学院教授会で審議し、学長が決定する手

続となっている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与の手続は適切に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

教育目標に沿った学習成果の測定に関しては、学部、大学院ともにアセスメントポリシーに定めた評価指標を用いて、学生の学習成果を把握している。また、学部、大学院ともに、成績評価指標としてGPA制度を導入しており、成績優秀者や奨学生の決定の際の基礎データ、履修指導等の学生の学修支援に活用している。さらに、2021（令和3）年度からはカリキュラムマップと成績評価を活用し、学位授与方針に関連した学習成果を数値化する仕組みを導入している。

学生の自己評価については、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート、卒業時満足度調査等によって確認している。特に、卒業時満足度調査（大学院では修了時満足度調査）では、学位授与方針に示した能力等の修得を確認するため、「自らの専門分野に関する専門的知識や技能を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができるようになったか」等の質問事項を設定している。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・方法等の適切性の点検・評価は、「教務委員会」「カリキュラム委員会」において、アセスメントポリシーに基づく定期的な検証を行い、その結果を踏まえて「FD委員会」「IR委員会」がそれぞれの見地から点検を行っている。それらの結果を「自己点検・評価委員会」が点検・評価し、さらに「内部質保証推進委員会」が全学的な観点から教学システムが有効に機能しているかどうかを評価することとなっている。

教育内容・方法の点検は、主にシラバスチェックの機会を転用して行っており、学習成果の評価方法の点検と評価については、GPAや単位取得状況に関しては「教務委員会」が、授業評価アンケートや学修行動調査に関しては「FD委員会」等が定期的に行っている。ただし、2021（令和3）年度には翌年に大学評価（認証評価）を受けることから大学基準に沿った自己点検・評価を実施したものの、それ以外の年度においては、「自己点検・評価委員会」が毎年度決定する点検・評価重要項目についてのみ点検・評価していることから、教養教育が十分でないことやシラバスの精粗が見られることも含め、教育課程や教育方法の適切性を定期的に自己点検・評価する仕組みを設けることが求められる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 「一般総合科目」を全く履修しなくても卒業が可能な卒業要件となっていることについて、学位授与方針に「十分な専門的知識や技能及び汎用的能力を身に付けた人間性豊かな人材」に学位を授与することを定めていることに鑑み、学生が同方針に示した学習成果を身に付けることができるようなカリキュラム編成及び履修指導等を行うことが求められる。この点については、前回の大学評価（認証評価）でも同趣旨の指摘があったものの、改善報告の際にも十分な改善が認められなかったため、着実に改善に取り組むことが必要である。
- 2) シラバスに関しては、「授業計画」の記載内容に精粗が見られ、現状においても一部に極めて簡略化された記載が見受けられる。この点については、前回の大学評価（認証評価）でも指摘があったものの、改善報告の際にも十分な改善が認められなかった。当該大学においては、科目担当者以外の第三者によるシラバスチェックや、シラバスチェックワークショップを実施するなど改善に努めているものの、十分な改善につながっていないため、学生が履修や授業準備等を行う際に必要な情報を十分に得られるよう、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部・研究科それぞれに、体系化した学生の受け入れ方針を定め、求める学生像を示している。この方針は、入学試験要項、ホームページを通じて公表しているほか、オープンキャンパスや受験準備講習会等、多くの募集活動の機会を捉えて周知を図っている。具体的な内容としては、音楽学部では「建学の精神と教育目的を理解し、音楽の探求により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、自らの演奏・表現能力を高める意欲を持つ人材」を求めるとし、更に具体的な4つの求める学生像を定めている。加えて18のコースごとにも求める学生像を定めている。また、求める学生像を踏まえて、「入試区分と選考方針」も併せて公表している。

大学院では「大学4年間で培った専門性・専門実技、多様性、協働する力、社会貢献・実践的態度、論理的思考力・問題解決力を更に研鑽し、揺るがぬ強い信念を持ち、自分自身の目標を達成するための挑戦を続ける意欲、能力のある人材」と求める学生像を定め、音楽研究科器楽専攻では「演奏・表現能力において必要な素質を備えている人材」として求める学生像を定めている。加えて、4つの専攻ごとに

求める学生像を定めている。

以上のように、学生の受け入れ方針として、細分化されたコースに至るまで求める学生像を定めており、具体的でわかりやすいものとなっているが、入学前の学習歴、学力水準、能力等については、同方針内で示されていないため、検討が望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

音楽学部では、総合型選抜、一般入学試験の2区分の入試制度を実施し、研究科では一般入学試験と外国人留学生入学試験をそれぞれ11月（Ⅰ期）と3月（Ⅱ期）に実施している。

学生募集にあたって、入学試験要項では、上述の求める学生像に加え、入学前の学習歴、学力水準、能力等について、具体的に試験の実施課題及び過去問題を示すことにより公表している。総合型選抜と一般選抜に入試区分の分かれる音楽学部では、区分ごとに選考方針も示している。学部・研究科ともに繰り返し講習会や説明会を行うことを通じて、大学が求める学生に関する情報発信を実施している。また、障がいのある学生の受け入れについては、入学試験要項において、受験・就学に際して特別な措置を必要とする場合、出願に先立ち問い合わせることを明示しており、個別に状況を判断したうえで対応している。なお、2019（令和元）年度からは、大学院においても外国人留学生入試を導入している。

入学者選抜の公平性・公正性に関し、特に、総合型選抜では、複数回の受験が可能であることから、受験回、コース間、専門とする楽器の間で合格判定の水準の妥当性・公平性を担保する必要がある。しかし、点検・評価項目③にて後述するように、コースの入学者数について明確な基準・ルールがないなかで、学長からコースごとの入学者数の目標値が示されていることも踏まえ、実技試験の採点等において公正性・公平性を担保する措置を検討することが求められる。

さらに、近年では積極的に外国人留学生を受け入れているものの、外国人留学生を受け入れるにあたって必要な日本語能力のレベルを明示していないため、入学後の学修に必要な日本語能力を検討し、これを明確に求めることが望まれる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理について、音楽学部では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、いずれも超過傾向にあるものの、概ね適切に管理している。単年度の入学定員に対する入学者数比率を見ると、2015（平成27）年度以降、継続して定員を超過しており、2019（令和元）年度より入学

定員を増員したが、依然として入学定員の超過は続いている。なお、2023（令和5）年度の入学者より入学定員の増加を行っている。

上記のように入学定員を設定している学科単位で見ると、その定員管理は概ね適切であるものの、当該大学では総合型選抜での受け入れが多くを占めており、その受け入れについては、志願者数に対する合格者数やコースごとの入学者数の設定の適切性を検証し、適切な教育環境を整えることが望まれる。特に、コースごとには入学定員を設定していないなかで、必ずしも明確な基準やルールに基づかず、学長が各コースの入学者数の目標値を定めており、それに基づき入学者選抜が行われているため、入学者選抜の公正性・公平性を担保するよう、抜本的な見直しが求められる。こうしたことを背景に、「4 教育課程・学習成果」にて述べたようなコース単位での専任教員と学生の比率の観点からは、必ずしも少人数での指導に適した教員配置となっていないコースも見受けられるため、教育環境を整備するためにも検討が望まれる。なお、外国人留学生数の増加を原因に経年的な入学定員の超過となっており、2021（令和3）年度に入学定員を増加したことで定員超過の割合は減少したものの、2021（令和3）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は未だ超過しているため、教育・指導の適切性も含めて定員管理に留意されたい。

以上のように、学科・研究科の単位での定員管理としては、中期計画に沿って、定員超過の傾向は見られるものの、概ね適正な範囲で管理している。一方で、教育の実施単位はコース・専攻単位であることから、コース・専攻での入学者数を管理することによって適切な教育環境を整備・維持することが望まれる。また、コースとして細分化した入学者数の目標値が学長から示され、それを達成するべく入学者選抜を行っていることから、入学生のその後の学習の質を保証するため、細やかかつ厳正に入学定員の管理を行う必要がある。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、募集活動や入学試験の実際の業務にあたる入試センターと情報交換しながら、「入試委員会」又は「大学院入試委員会」が中心となってP D C Aに取り組み、検証を経て改善を学部教授会、大学院教授会に報告するプロセスとなっている。また、内部質保証システムのもとで、「自己点検・評価委員会」へ報告するとともに、自己点検・評価の結果に基づく改善指示及び支援により、改善・向上に取り組むこととなっている。

長期に渡って展開される学生の受け入れに関係する業務については、学部・研究科の分野の特性上、入念かつ計画的に遂行しており、特に新型コロナウイルス感染症拡大の環境下で、学生受け入れ業務の改善による適切性の確保に努め、通常の見学・面談の入学試験に加えてI C Tを活用した入学試験を導入し、入学希望者の受験

機会の担保に努めている。未知の環境下で実技による試験を中心とする分野において、実施方法を改善し目的を達成し得たことは、評価できる。

しかし、定期的な点検・評価の観点からは、「入試委員会」又は「大学院入試委員会」においては、業務の遂行に関わる審議が中心であり、これらの委員会において学生の受け入れ方針に照らした入学者選抜の適切性や定員管理の観点からPDCAに十分に取り組んでいるとは認められない。2023（令和5）年度からの定員増加についても、学長方針が示されたうえで「入試委員会」で承認しているが、それが定期的な点検・評価に基づく改善とはいえない。また、「自己点検・評価委員会」においても、「入試委員会」又は「大学院入試委員会」からの報告を受けて、改善支援を行った実績は不明瞭であり、内部質保証の推進に責任を負う「内部質保証推進委員会」の関与は見られないため、今後、学生の受け入れの適切性の点検・評価の方法を見直し、教育の質保証の観点から、入学者選抜や定員管理、教育を実施する単位（コース・専攻）での入学者数の管理に取り組むことが必要である。

<提言>

改善課題

- 1) 学科のもとに設けているコース単位では入学定員を設定していないものの、毎年度、学長が各コースの入学者数の目標値を定めているため、明確な基準やルールを設けるよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「本学が求める教員像」として、「本学が掲げる理念・目的を十分に理解し、教育・研究活動に取り組める者」等の6つの備えるべき資質・能力を定めている。また、「教員組織の編成方針」として、「大学設置基準、大学院設置基準に基づき必要な教員を配置する」等の5つの条件を定めている。

「本学が求める教員像」及び「教員組織の編成方針」は、いずれもホームページで公表している。ただし、大学全体及びコースごとの専任教員の定数配置に関する定めや方針はなく、年齢構成についての方針も定めていない。また、外国籍教員の採用についての方針もなく、ミュージカルコースといった海外が本場の音楽分野においては教員採用を計画しているが、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を見極めるため、現在は保留としている。

現在ホームページで公表している「教員組織の編成方針」や「本学が求める教員像」は、多様なコースを備える音楽学部音楽学科、音楽研究科を教育研究組織とす

る大学の教員組織に係る全学的な方針として、非常に抽象的な水準のものであるため、これをより具体化するよう改善が望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

専任教員数については、学部・研究科ともに大学及び大学院設置基準において定められている必要数を満たしている。専任教員が担当する授業科目は、専門教育の必修科目が最も高く、選択必修科目、全開設授業科目と進むにつれて非常勤教員の担当比率が高まるような配置となっている。ただし、「4 教育課程・学習成果」で記述したように、学部では 18 コースを設けているが、コース単位での学生に対する教員数で見ると、コースによって差が生じており、一概に少人数教育に適した環境となっているとはいえないため、教員配置の面からも検討が望まれる。さらに、専任教員の年齢構成については、60 歳以上が最も多く、年齢層が高くなるほど全年齢層に占める割合が高くなっており、現状は偏りが見られるため、教員の年齢構成について大学としての考え方を明らかにし、バランスに配慮した教員組織を編制することが望まれる。

当該大学では、「洗足学園音楽大学教員人事規程」において、定年制教員（規程により定年を定めた教員）、任期制教員（任期 4 年間の教員）、特任教員（任期 1 年間の教員）の 3 種の任用形態を採用しているが、学長を除いた全ての専任教員は、任期制教員又は特任教員としての契約を結んで雇用した教員となっている。任期付きの教員の再任を可能としているものの、このような教員組織の編制について、教育研究の継続性の観点、教育研究に係る責任の所在の明確化の観点から教員組織における任用形態のバランスに配慮して改善が求められる。

以上のように、教員組織の編制について、法令で求められる専任教員数を満たしているものの、コースごとの教員数、年齢バランスや国籍の多様性等に配慮し、適切な教員組織を編制することが求められる。また、現在の教員組織においては任期付きの専任教員がほとんどであり、教育・学生支援の面で重要な役割を担っている AA の大半は非常勤教員であることも含め、学生が継続的に一定の水準・質の教育を受けることができるよう、万全の配慮が求められる。今後は、コース単位での教員組織のあり方や年齢構成、国際性、多様性の観点から教員組織の編制に対する考え方・方針を明らかにし、教員組織の適切な編制に取り組むことが望まれる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇格については、学部については学部学則及び「洗足学園音楽大学人事委員会規程」に、研究科については大学院学則及び「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」「洗足学園音楽大学人事規程」に定めた手続に則り、教員

人事を行っている。

教員募集は推薦制と公募制をとっており、いずれにおいても演奏歴・コンクール歴を重視した選考をしている。多様な分野の芸術活動を主要な活躍の場とする教員・研究者の、多様な社会活動、芸術活動、創作活動、執筆・著作活動などをどのように業績として整理及び評価するかについて、「洗足学園音楽大学専任教員の任期更新審査基準」において、教育活動は4項目、研究業績は8項目、社会貢献・文化活動は3項目の審査項目等を設け、審査基準を定めている。音楽研究科を有する音楽大学として、採用のみならず在職中の専門的資質の向上を目指すFD活動の実施方針にもつながるものとして、一層の業績等評価基準の整備が期待される。

なお、2022（令和4）年度には、「教育研究業績委員会」のもとにワーキンググループを立ち上げ、「本学における研究の在り方」「本学における研究支援の在り方」について議論を開始したところである。これにより、「人事委員会」の体制整備も進んでいることから、そうした基準の整備により募集、採用、昇任等の一層の適正化を図るよう改善が望まれる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

全教員を対象とする研修やスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）との連携の点では課題が残るものの、教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るFD活動として、「FD委員会」「大学院FD委員会」において教育成果についての定期的な検証を行っている。検証結果を教授会に報告した後、「カリキュラム委員会」において、教育課程や教育内容・方法の改善に向けた見直しを行っている。また、成績判定基準の統一を図るためシラバスチェックのワークショップを2年連続で開催している。このように、各教員が内部質保証に貢献する具体的な取り組みに焦点を当てたテーマでのFD活動となっており、教員による質保証の取り組みの活性化が期待できる。

他方、FD・SDは大学・大学院の目的に沿って組織的かつ多面的に取り組まれるものであるが、FD活動の報告からは日常的教育業務に関わる研修内容の色彩が強く、研究活動の活性化や社会貢献等の諸活動の推進を図ることを目的とした取り組みは行っていない。学部及び研究科の教育目的に照らし、FD・SDも教育活動、研究活動及び社会貢献等の諸活動に対して、それぞれ寄与する枠組みをいくつかのレベルで構築する必要がある。演奏会実施や演奏者派遣等の社会貢献活動は、「演奏委員会」や「社会連携・社会貢献委員会」を中心に積極的に実施しており、FD活動の対象としても今後検討を進めることを期待したい。また、当該大学の教育や学生への指導・相談体制において、AAは重要な役割を果たしているが、現状としてはAPとの合同会議、修学相談や履修指導のための勉

強会の実施にとどまっているため、AA間での情報交換や指導に関する課題を共有する機会の充実を検討されたい。

大学院の教育改善については、学部と合同で教育改善に取り組んできたが、2021（令和3）年度については大学院固有のFD活動の必要性について意見交換し、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下で急遽取り入れた遠隔授業についても一度勉強し直すという観点で大学院FD研修会を開催している。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、2020（令和2）年度には学長、副学長、研究科長、学部長、事務局長等で構成する「人事委員会」においてPDCAサイクルを定め、点検・評価体制を明示している。毎年、専任教員の構成及び教員組織の定期点検を行い、公正かつ円滑な人事を中期計画のもとで推進するよう、準備を進めている。

他方、先にも述べたとおり、教員組織の編制に関して、コースに則した編制、年齢構成、国際性等、多様な視点での編制方針を整備していないため、これを検討し、法令要件の遵守のみならず、教員組織の現状の適切性を検証することが望まれる。さらに、有期契約の専任教員や教育において重要な役割を担っているAAの大半を非常勤教員が務めていることについて、教員組織としての適切性を検証し、今後は「内部質保証推進委員会」のもとで、教育の質保証の観点も踏まえて教員組織に係る諸課題の改善に努め、全学的な改善・向上の仕組みを機能させることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) FD活動において、研究活動の活性化や社会貢献等の諸活動の推進を図ることを目的とした取り組みは行ってきていない。こうした視点での取り組みは、教員組織全体の資質向上のために重要なものであることから、教育課程や指導内容・方法の改善のみならず、教員組織の資質向上のための多面的・組織的な全体方針を策定のうえ、適切に実施するよう、改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針として「学生支援ポリシー」を定め、ホームページにおい

て適切に公表している。

学生支援全般に係る方針は、「学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように、環境を整備すると共に、学生の人的成長と自立を促すための支援体制を構築するもの」と定め、修学支援、生活支援、進路支援に分類して、それぞれの支援体制等を明示している。特に、進路支援において「成長する力」「協働する力」を学びのサイクルに位置づけて進路支援を行うとの方針を定めている点は、特色ある取り組みとして評価できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援ポリシーに基づき、入学前から学生生活、更には卒業後の進路選択及び卒業後数年間の社会生活まで、一貫して指導・支援する体制として「アカデミック・プロデューサー制度」を設け、APの指導のもとでAAが学生を分担し、卒業まで一貫して指導する体制を整備している。

年間のアドバイジングスケジュールも定めており、学修計画の相談、授業への出席状況や単位修得状況等を踏まえた個別指導、クラスミーティング等の機会において、それぞれ時期、目的に応じた学生支援を行っていることに加え、随時相談ができるように相談用メールも設けている。

学習の継続に困難を抱える学生への対応については、学生の出席状況を重要な指標として捉え、AAを通じて学生や保護者への連絡を行うなど、データに基づいた支援体制を整備している。また、出席率が基準値を下回った学生への案内やGPAが基準未滿の学生、修得単位数が少ない学生に対する個別履修指導を行っており、1年次退学率の減少などの成果を上げている。

これらAP・AAによる学生支援体制は特色ある取り組みであり、学生との面談についてもメールや学生用ポータルサイト等を用いて調整し、有効に機能している。しかし、AAの大半は非常勤教員であり、AAの業務遂行にかかる勤務時間や勤務場所の確保等において、非常勤教員の個別の協力を頼らざるを得ない部分も多くみられる。また、コースごとに行っているAPとAAの連携方法にも差が見られることから、入学前から卒業後まで責任をもって一貫して指導できる体制を組織的・安定的に確保し得るよう、この点の一層の改善が望まれる。

修学支援、生活支援、進路支援及び経済的支援に関しては、それぞれ委員会を設け、学生支援ポリシーに基づく学生支援を組織的に行っている。事務組織についても教務、学生生活、教職等の学生支援を担当する部門を同じフロアにまとめて「教学センター」と総称し、連携して学生支援を行う体制を整備している。

留学生に対する修学支援については、「国際交流センター」を設置するとともに、中国人留学生が増加する傾向を踏まえて、中国人スタッフを配置して支援体制を

整えている。また、「学生生活サポート委員会」に日本人学生及び留学生から実行委員を募集して「国際交流支援ワーキンググループ」を組織し、未入国留学生も対象とした会話・語学コーナーを実施するなどの活動に取り組んでいる。

学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導、相談については、健康管理センターを設置し、同センターに看護師が常駐する保健室、臨床心理士による学生相談室を設けている。また、障がいのある学生に対する修学支援については、視覚障がい者や下肢機能障がい者への個別対応を行い、「学生生活サポート連絡会」や「健康管理センターカンファレンス」において、対応した事例の共有を図っている。

しかし、発達障がいなど精神障がいを抱えた学生に対する支援については、健康管理センターカンファレンスにおいて、保健室、学生相談室、教学センター、顧問医師間で対応状況について共有を図るとともに、ケースによってはAP・AAとの連携を行っているが、全教員やコースを交えた組織的な連携体制が確立されるよう、全学的・恒常的な障がい学生支援体制の整備が望まれる。

学生に対する経済的支援については、高等教育無償化制度に対応しているほか、新たにITスキル向上支援奨学金や資格取得支援奨学金を設けるなど独自の奨学金制度を用意し、また大学院グランプリ奨学金やティーチング・アシスタント(TA)制度など、大学院学生の経済的支援や研鑽のための支援制度も設けている。

ハラスメント防止等学生の人権保障に向けた対応については、「ハラスメント防止規程」及び「ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、「ハラスメント防止委員会」が中心となり、研修会を開催するなどハラスメント防止の意識の醸成に取り組んでいる。特に、独自に実施している「ハラスメント防止のためのチェックシート」は特色のある取り組みである。

進路選択に関わる支援については、「進路・キャリア支援委員会」を設け、そのもとにキャリアセンターにキャリアコンサルタント有資格者を配置するなど、支援体制を整えている。「音楽の強みでキャリア創造」をキーワードに、大学での学びを通じてコミュニケーション力や主体性等の修得についてガイダンスや個別指導等で学生に浸透させている。学年を問わずに参加できる多様なガイダンスを開催し、低学年からこうしたキャリア形成のイベント等に参加しているほか、特別講座「自分の将来のためにとことん向き合う夏の一日講座」等、特色ある支援活動を行っている。その成果として、就職率の向上やフリーランスの減少などにつながっている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性に関する点検・評価については、「学生生活サポート委員会」や「ハラスメント防止委員会」等の委員会ごとにPDCAサイクルに関する項目及

び実施サイクルを定め、各委員会においてP D C Aサイクルを意識した運営をしている。

ただし、全学的な内部質保証に係る運営体制は確立したばかりであり、「洗足学園音楽大学内部質保証組織・体制図」に示したような「自己点検・評価委員会」や「内部質保証推進委員会」を含めた全学的なP D C Aサイクルの運用実態はなく、早期に内部質保証体制を整備し、機能させて改善に取り組むことが望まれる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

大学の理念・目的の実現に向けて、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、ホームページにて公表している。同方針において、施設・設備、情報環境、図書館、教育研究活動、研究倫理、点検・評価の各項目に分けて方針を明示している。例えば、施設・設備の項目では、「学生の学修、教員の教育研究活動を推進するために、必要な校地、校舎を配備するとともに、施設、設備を常に良好な状態に維持することで安全衛生を確保」すること、「省エネルギー化及びバリアフリー化を推進し、快適なキャンパス環境を整備」することを示している。

また、「洗足学園中期計画 2020～2024」では、4つの柱のひとつとして「I C T / I T等及び情報化の推進」を掲げているが、その課題は上述の「教育研究等環境の整備に関する方針」における「情報環境」の整備の項目に対応した重点課題であり、中期計画と連動した方針を定めていることは適切である。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

当該大学では、必要な校地、校舎、施設等の法令で求められる基本的な事項を満たしている。特に施設については、併設の短期大学との共用であるが、音楽大学としての条件を考慮して、大学設置基準上の規格を十分に満たしている。また、実技試験等の会場として、大小の各ホールを有効に活用し、学生の学修意欲を喚起していることも特記すべき事項である。

ネットワーク環境整備では、校舎等全館の無線アクセスポイントの敷設は完了している段階にあるが、随時、教育研究等のI C T環境の高度化のための方策は適切に行っている。特に、学生用の対応としては、全コース共通で共有部へのパソコンやタブレットの設置（図書館・O A教室・学生ラウンジ等）、専門教育用の専用パソコンの設置（音楽・音響デザインコース）を行っている。

また、2015（平成 27）年度の耐震対策基準に基づいて、全ての校舎の建て替え

を経て、安全で衛生的な施設・設備を確保することに努めている。防犯システムの構築、施設内全面禁煙などがそうした取り組みの事例として挙げられている。

バリアフリーへの対応については、法令で対応が求められるようになった後に竣工した校舎については、全てエレベーター、車いす用のスロープを設置している。それ以前に竣工した前田ホールでは、イベント時に仮設の車いす用スロープの設置を行うこととしている。なお、車いすによる移動のみならず、大型楽器等の校舎間の移動に際しての実際的な環境確保については、屋外路面の条件等を踏まえ、今後より具体的な対応に取り組むことが望まれる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

2021（令和3）年度の所蔵図書、楽譜、CD等の視聴覚資料、定期刊行物については、音楽大学の特性に合わせ、適切に整備している。学術データベースに関する電子媒体資料についても、音楽分野の資料データベース等を導入し、その充実を図っている。

こうした資料データベースを活用してのセミナーの開催、更には外国籍のため日本に入国できない外国人学生へのオンラインセミナー等の企画も実施している。また、「音楽図書館協議会」に加盟しており、音楽系大学間での相互貸借も可能となっている。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下での学生対象の図書館サービスについては、2020（令和2）年度から LibrariE（電子図書サービス）を開始しており、スマートフォンやパソコンから電子ブックの閲覧・貸し出しが可能となっている。

図書館には専任職員は配置されていないが、複数の司書資格を有する職員を配置しており、定期的に研修を受けて運営にあたっている。

以上のように、図書館、学術情報サービスを提供するための体制については適切に整備しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

ホームページに「DATABOOK」として公表している「大学基礎データ」に基づき、毎年度の基礎データの経年比較を行っており、このデータに沿って学生数の変化に応じた施設・設備の整備に努めている。そのなかでは特に、楽器・機材の充実という課題を、音楽大学の特性から重視していることが確認できる。しかし、教員間の授業負担の偏りという現状に起因した教員の研究時間の確保については、改善課題として挙げている。今後、教員の研究に対する大学の基本的な考え方に基づき、

どのような教育・研究バランスを確保していくのか、大学としての教育研究組織のあり方の検証とも関連させながら、具体的な改善策を策定することが求められる。

なお、この点に関しては、2008（平成 20）年より「教育研究業績委員会」を発足し、大学としての「教育・研究活動」の「定義・基準作成」への着手、更に、学内学術誌『洗足論叢』『教職課程年報』の発行と投稿奨励、「教育研究業績の計量化の策定」等に取り組んでおり、教員の研究促進を図る施策が確認できる。

学生の学習環境や教員の教育研究活動に関する新型コロナウイルス感染症拡大の環境下の対策については、基本的な取り組みを適切に実施している。新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、校舎の自動体温検知システムや教室の消毒等の環境整備に努めている。演奏、実習等の音楽大学の特性に応じた具体的対応については、教学 I R や A A 体制の機能化によって、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても動画配信による学生の成果発表と成績評価・単位認定などに努力しており、その成果は卒業判定の合格率の向上傾向及び学生による授業の満足度に結びつけて、大学としての自己評価として指摘をしている。なお、教育の質保証と学習成果の可視化の観点では、において、「音楽という特性に応じた適切な分析・評価が十分に行われていない」とし、今後の課題としている。このことは、先述の当該大学における教員に対する教育研究のあり方の基本方針にも関連する事項でもあるため、今後の展開について期待したい。

また、新入生に対する SENZOKU ポータルや動画配信によって、各種の入学時・進級時のオリエンテーションを実施するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下での教育活動の促進としての役割を果たしている。特に、学生のオンライン環境についてはアンケートの実施により実態を把握することで、Wi-Fi ルーターの無料貸し出しなど、具体的な施策を講じることにつながっている。

さらに、2018（平成 30）年度以降からミュージカルコースや音楽・音楽デザインコース、音楽環境創造コースにおいて学生の増加の傾向が見られるため、これに対する施設・設備面での方策として、スタジオや校舎・教室の設備の充実が求められている。このことを新たな課題として確認し、2020（令和 2）年度からは、そのための環境整備を適切に進めている状況にある。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「洗足学園音楽大学公的研究費規程」に基づき、コンプライアンスの実現を明示し、教員各位にその注意喚起を行っている。ただし、「教員の個人研究費規程」では、この点について触れておらず、専任教員に基本的に一律に配分される個人研究費は人件費として処理しているため、個人「研究費」がコンプライアンスの個別対象としていない。こうした現状について、個人研究費の支給方法や経理上での処理の適切性を担保することが求められる。

大学院学生への研究倫理教育では、「作品研究法」「副論文作成研究」「音楽教育学演習Ⅱ」等の講座科目のなかで具体的に対応することとしている。なお、2017（平成29）年度には、「自己点検・評価委員会」において、研究倫理に関する研修体制の方針を確認し、2019（令和元）年度には、学部教授会において、研究倫理研修の義務化を決定している。これを踏まえて、2020（令和2）年度には、研究倫理遵守のための取り組みとして「研究倫理講習会」をオンラインで行い、これを専任教員の全員が受講した。

公的研究費の管理・監査体制の問題として、「洗足学園音楽大学研究活動における行動規範」及び「洗足学園音楽大学 人を対象とする研究活動における行動規範」を定め、ホームページにも掲載している。また、学生を対象とする倫理教育については、特に、情報倫理教育の観点から「学生規律委員会」がオンライン授業やSNS利用についての注意事項の徹底を図り、ガイドラインの作成につながっているが、具体的な授業科目の設定などの検討が求められる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価に関し、「大学基礎データ」の経年比較、建物や施設・設備の管理に関する法人の事業計画に基づく定期的な点検・評価を法人本部及びその管理担当部門が担っている。また、防災・防火の定期点検など教育研究環境の保全に係る点検・評価に関しても、学長を責任者とする「対策本部」を設け、同組織において恒常的な取り組みを行っている。

ただし、大学全体として教育研究等環境の適切性をより総合的に点検・評価し、その結果を経た改善・向上に向けた方針を確立するために、特に内部質保証推進システムの機能化という観点から、さらなる検討を要する。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

音楽学部及び音楽研究科の教育の目的を踏まえて「社会連携・社会貢献ポリシー」を規程として定めている。具体的には「演奏会等を通じた地域との交流や教育研究成果の提供により、社会貢献を実施することや「音楽活動、研究活動により、地方自治体の政策形成への関与を更に推進する」ことなど、音楽大学としての特性を踏まえている。

同方針は、ホームページに掲載して社会に公表するとともに、学内構成員への周知も図っている。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

「社会連携・社会貢献ポリシー」に基づき、主催する演奏会をはじめとして、幼稚園、小中学校、老人ホーム等の各種施設での演奏会やアウトリーチ活動を実施している。また、学生と教職員の協働によるチャリティーコンサートを継続的に実施している。

学修の成果である主催演奏会は、公開講座として地域住民に開放しているほか、動画配信による演奏活動も行っている。さらに、洗足オンラインスクールをホームページに公開して、オンラインでの学修機会を無償で提供するなど、教育研究成果を社会に還元しており、適切に社会連携・社会貢献に取り組んでいる。

そのほか、「音楽のまち・かわさき」推進協議会に教職員が参画しており、音楽を中心とした活力のある地域社会づくりを目指す地方自治体等の施策立案、実施に対する積極的な支援に取り組んでいる。また、教育委員会が展開する事業「ジュニア音楽リーダー育成事業」に協力し、近隣の中学校に指導者を派遣し、「音楽のまち」を将来にわたり支えていく子どもたちへの情操教育に貢献している。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、演奏活動等は開催が難しいこともあったが、上述のようにオンラインを通じた活動を展開したほか、ボランティアに携わる学生の自発的な発案、作成・配信により、「リモート被災地支援演奏会」を行うなど、工夫して活動を継続している。そのうえで、2021（令和3）年度からは、「社会連携・社会貢献委員会」に名称変更し、音楽を通じて社会貢献のできる学生を育てていくという教育的な観点を維持しつつ、被災地支援に限らず幅広く活動し、社会と連携していくことを掲げているため、その活動が期待される。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献活動の適切性の点検・評価については、「演奏委員会」及び「社会連携・社会貢献委員会」のほか、「洗足オンラインスクール」の各組織において、「社会連携・社会貢献ポリシー」に基づいて定期的に点検、評価を行い、活動の改善・向上を図っている。

また、洗足オンラインスクールの活動状況については、毎年データの蓄積を行い、大学基礎データ「公開講座」表に反映し、「DATABOOK」にてホームページ上で公開している。同データは、「DATABOOK に見る洗足学園音楽大学」としてとりまとめ、「IR委員会」及び教授会にて報告し、内部質保証の検証のためのツールとして活用している。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「洗足学園中期計画 2020～2024」に、大学の基本目標として「教育研究活動の活性化と『質の向上』に向けて発展するために、PDCAサイクルを確立し、継続的な改革・改善に必要な施策を講じる」ことや、「公共性の高い高等教育機関としての責務として、対『社会的な説明責任』を果たすため認証評価に係わる事項など基礎的な教育情報を公表する」ことを掲げている。これらの基本目標は、教授会において専任教員に報告し、職員に対しては学内グループウェアにおいて明示し、共有している。

また、管理運営の基本方針として「具体的な施策を立案・実行し、効率的で迅速かつ確実に、透明性のある手続きのもと管理運営を整備し、推進する」と定めている。教学組織の運営については、「教学に係る検討事項は、教授会・大学院教授会の諮問機関である委員会において検討し、教授会・大学院教授会の審議に基づき、学長が決定する」こと、「明文化された規程等に基づく透明性の高い管理運営を目指す」こと、「学長の意思を速やかに反映するよう教学組織について不断の見直しを行う」ことと規定しており、教学組織の運営に関して学長の責任ある判断が可能な体制を整備する考え方について示している。さらに、「教学組織、事務組織が有機的な繋がりを有し、連携し合い、公正かつ適切な管理運営を行う」ことを明記して、ホームページに公表している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

管理運営の基本方針に基づき、「洗足学園音楽大学教員人事規程」において、学長等役職者の職務を定めるとともに、教授会は、学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うにあたり意見を述べる機関であることを明確にし、また学長が決定する重要な事項については、各委員会の意見を十分に聴くことができるよう、学則、教授会規程及び大学院教授会規程を改正し、役職者の選任手続等を適切に行っているとしている。

また、大学教学組織と法人組織の情報共有、意思疎通の場として、理事長、学長、副学長、学部長等が参加する「CL（クラシック）木曜会」「BH（ブラックホール）木曜会」という規程に定めのない会議を定期的に行い、今後の目標や次年度の計画等について情報共有を行っており、法人組織との連携強化にも努めている。

そのほか、大学の基本目標に基づき「学校法人洗足学園情報公開規程」を制定し、当該規程に基づき、さまざまな情報を掲載した「DATABOOK」に記載しホームページで公表している。さらに、これらのデータは、所管部署を定めて更新しており、社会的な説明責任を果たしている。

ただし、2022（令和4）年4月の学則改正により、教授会は「主に運営に係る者として配置された、専任の教授、准教授及び講師をもって組織する」と定め、2022（令和4）年度の教授会からその運用を開始していることについては、再検討が望まれる。当該大学では、「2内部質保証」にて述べたように、2019（令和元）年度の点検・評価重点項目として教授会のあり方を設定し、点検・評価を受けて議論した結果、「教授会のあり様については、学校教育法の改正趣旨を踏まえ、本学の文化・実情を尊重した上で、教育研究環境の更なる充実を図るため、検討する。改正学校教育法は、学長リーダーシップ強化を主眼とするものであるが、本学の在り方に即した形で、教授会運営を整備していく」ことを方針とし、学則改定によって「構成員全ての教職員が平等に、容易に意見を示しやすい環境を整え、公平性・透明性の確保された『開かれた教授会』に進化を遂げることが出来た」としている。一方で、2021（令和3）年度の議論の結果、「教授会の出席は主に運営に係る者として配置された専任教員」とすることを決定し、この趣旨で学則を改正し、2022（令和4）年度より施行したが、教授会参加者を限定するこの決定は、2019（令和元）年度に標榜していた「開かれた教授会」とはある意味で正反対の方向性を示すものであることから、大学におけるこれまでの点検・評価の総括としての議論との整合性・一貫性を欠いている。これにより、教授会構成員は教授職の7割弱が該当することとなるため、大学が目指した「開かれた教授会」に適した構成であるか検証し、学長が適切に決定を行ううえで、教授会が必要な役割を果たせるよう、改善が求められる。また、2022（令和4）年度からの学則変更の理由として「教授会の議事内容等についてはICT機器を活用するなど専任教員全体で共有していく」方針を示しているものの、全学的観点での内部質保証検証プロセスイメージにおいて、教授会は「自己点検・評価委員会」や各種委員会から報告を受け、専任教職員に対する情報共有機会のひとつとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、学部教授会、大学院教授会の位置づけを含め、内部質保証推進体制の再点検・再構築が求められる。

なお、一部の専任教員が教授会構成員から除外される状況下において、専任教員としての帰属意識を高めつつ、教育や改革に対する責任感の維持・高揚を図ることは一層重要な課題となる。専任教員の全てが任期制であるなかで、安心して教育研究活動や学校運営に従事し、学生の卒業まで責任がもてる教育組織が維持できるように、専任教員の大学運営への関与のあり方について検討することが望まれる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、「学校法人洗足学園経理規程」（以下「経理規程」という。）に基づき、法人本部の総務責任者が予算管理責任者となり、学園の中期計画及び各部門長の意向を集約して予算の基本的方針を作成し、これに基づいて理事長が予算編成方針を決定している。同方針に基づき、大学においては各部門の責任者が目的業務別ごとに必要な予算案を編成し、教学センターにて大学としての目的業務別の採否等を決定して大学の予算案をまとめ、予算管理責任者が各校からの予算案を統合調整して学園全体の予算原案を策定し、評議員会の諮問を経て理事会において決定する手続となっており、規則に基づき適切に予算編成を行っている。

予算の執行についても、経理規程に基づいて各部門の予算責任者が行い、予算の進捗を予算管理責任者及び予算総括補佐である常任理事が毎月承認する手続をしており、チェック体制を整備している。

さらに、予算執行に伴う効果の分析も目的業務別を実施され、経常予算においては経費削減の余地の測定を行うなど、適切に予算執行管理を行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、大学を含めた学園全体の経営を担う法人本部と、大学運営を担う大学事務局、そのほかに学園の経営戦略の策定業務を担当する経営戦略本部や内部監査室を設けている。

大学事務局については、業務の状況に応じて組織を改編しており、国際交流部（国際交流センター）の設置やキャリアセンターの独立設置など、継続的に見直しを図っている。さらに、2021（令和3）年度には「①主体的・機動的な改革の推進②教育研究機能の充実③教員との連携協力関係の確立④業務の専門性や効率性の向上」を目指して組織的に大学事務局を改編し、教員に向けて教職協働で学生の教育研究の支援体制を強化することを要請するなど、教職協働を前提とする組織改編にも取り組んでおり、事務組織は改編を繰り返しながら適切に機能している。

また、専任職員の採用については、契約職員又は非常勤職員として採用した者のなかから、協調性高く業務にあたる者を個別に採用する方式を採っている。専任職員については、管理職による能力評価を実施し、年齢、担当する職務、学園の業績等を総合判断して、給与の改定を行っており、職員の意欲向上につながる給与制度を設けている。

2009（平成21）年度の大学評価（認証評価）結果を踏まえ、再評価のための改善報告書に示した方針に沿って専任職員を増員し、専任職員比率の改善を行っている。しかし、2021（令和3）年度の職員数を見ると「メディアセンター」や「キャリアセンター」には専任職員を配置しておらず、兼務職員のみで組織となっている。

また、教員カウントに変更となった助手の人数を考慮しても、兼務職員や派遣職員を合算した総職員数での比較では1割程度の職員数を削減しており、コース等の新設・改編が繰り返されるなかで、引き続き安定的な事務組織の運営を目指した職員配置の点検・見直しが望まれる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務組織については、管理運営方針に「多様化、複雑化する諸問題に対応しうる専門的・幅広い知識、教育機関運営に関する見識と高い業務遂行能力と優れた人格を備えた事務職員の育成を促進し、意欲・資質の向上に努める」と規定している。また、「職員像及び人材育成方針」を定め、これらの方針に基づき、事務職員の資質の向上を図るための方策として、「新任事務職員研修」「ビジネスマナー研修」「ステップアップ研修」等の研修を実施し、専任の事務職員の専門性の向上を図るために「資格取得・能力開発支援制度」を設けている。また、独自に「職員提案制度」を設け、職員を対象に教育研究環境の充実や事務効率の向上等に係る提案を募集し、実際に一定の件数を採択し、業務改善に結びつけていることは、職員の企画立案能力の向上につながる特色ある取り組みとして評価できる。

さらに、教職協働で取り組む「SD委員会」を設置し、当該委員会の検討結果に基づき当該大学用にカスタマイズした研修会として「大学スタッフセミナー」を開催しており、教職協働の視点を踏まえ、「音楽・音響デザインコースの現状と展望」「増えている軽度発達障害学生への理解と対応」等のテーマを扱った独自のSD研修会を開催している。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「学長権限、教授会の在り方」を明確にするため、「自己点検・評価委員会」において2019（令和元）年度の点検・評価重点項目に定め、学則の変更を含むさまざまな改善策を提示し、実際に教授会の運営方法を変更するなどの変更が見られ、点検・評価結果に基づく改善・向上を試みているといえる。

教授会運営については、内部質保証体制構築の前段階として、2019（令和元）年度に改善を図っており、「構成員全ての教職員が平等に、容易に意見を示しやすい環境を整え、公平性・透明性の確保された『開かれた教授会』に進化を遂げることが出来た」と自己評価をしているが、2022（令和4）年4月の学則改正は「専任教員の教育研究活動のより一層の充実を図るため、専任教員の教授会出席の義務を免除し運営業務の負担を軽減する」ことを目的としており、自己点検・評価結果とは異なる理由による改正となっている。このことから、内部質保証に係るPDCA

の一環として学則改正を行ったとはいえ、今後は全学的な内部質保証体制との関係を明確にし、教授会のあり方を検証して、大学運営の改善に取り組むことが求められる。

監査については、「学校法人洗足学園寄附行為」及び「学校法人洗足学園監事監査規程」に基づき、監事による監査を行っており、大学や各設置校の新型コロナウイルス感染症拡大の環境下において予防への対応状況等についても確認している。また、公認会計士による会計監査を実施するとともに、「学校法人洗足学園内部監査規定」に基づき、「内部監査室」が科学研究費補助金や固定資産の状況、資産運用等について年4回監査を実施している。くわえて、法人部門を含む自己点検・評価については、『点検・評価報告書』を理事会に共有しているほか、「自己点検・評価委員会特別ワーキンググループ」に必要に応じて法人各部門の責任者も陪席として出席しているが、法人部門を含む大学運営全般に係る自己点検・評価を行っているとはいえない。予算編成・予算執行や人事等、法人部門が所管する大学運営に関わる重要な業務も多くあることから、この点を含めた自己点検・評価体制の確立について、更なる改善が求められる。

<提言>

改善課題

- 1) 2019（令和元）年度の自己点検・評価において、教授会のあり方を点検・評価重点項目に設定し、その結果から「開かれた教授会」を目指すとしていたにも関わらず、2022（令和4）年4月の学則改正により、教授会は「主に運営に係る者として配置された、専任の教授、准教授及び講師をもって組織する」ことと定め、教授会構成員を限定している。これによって、学則改正前と比して教授会で意見を述べるできない教授、准教授及び講師が生じているため、教授会のあり方や改正内容の改善としての適切性を検証し、学長が適切な決定を下すうえで、教授会が必要な役割を果たせるよう、改善が求められる。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

学園創立100周年を迎える2024（令和6）年度に向けて、2019（令和元）年度に「洗足学園中期計画2020～2024」を策定している。同計画において、大学の財務に関しては、「管理運営・財政の適切化」の項目のなかで「大学の目標明確性、透明性に基づく予算編成、予算執行管理の確立」を掲げている。また、2021（令和3）年度の実績を踏まえ、2022（令和4）年度から2029（令和11）年度までの見

通しを行っており、施設設備引当特定資産の今後の積み増しなどの将来計画を踏まえた収支の見通しを「長期財政計画」として策定している。

ただし、法人本部の中期計画には 2024（令和 6）年度までに達成すべき人件費比率の目標値を示しているものの、「長期財政計画」には財務関係比率に関する具体的な数値目標を示していないため、具体的な財務に関する数値目標を含めた財政計画となるよう見直し、その実現に向けた施策を着実に進めることが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「芸術系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに人件費比率がやや高く、教育研究経費比率が低くなっているが、2017（平成 29）年度以降、事業活動収支差額比率は高くなっている。貸借対照表関係比率では、全ての比率において水準を上回っており、概ね良好である。

また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は高い水準を維持していることから、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金の獲得については、「演奏支援センター」を新設し、演奏会活動の充実による受託資金（協賛金）の増収等を目指している。今後は、科学研究費補助金や受託研究等の受け入れにも積極的に取り組み、より一層、学生生徒等納付金以外の収入確保の方策を強化することが望まれる。

以 上

洗足学園音楽大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	大学 HP(洗足の由来 学園の沿革)
	大学 HP(教育の目的)
	SENZOKUGAKUEN COLLEGE OF MUSIC 2022(学校案内)
	Graduate School guide book 2022(大学院学校案内)
	洗足学園音楽大学教授会規程
	洗足学園音楽大学大学院教授会規程
	大学 HP(学校法人洗足学園寄附行為)
	大学 HP(洗足学園音楽大学学則 2021)
	大学 HP(洗足学園音楽大学院学則 2021)
	大学 HP(洗足学園音楽大学データブック 2021)
	2021 年度初年次ガイダンス 自立・挑戦・奉仕
	2020 年 3 月理事会決議録 (中期計画)
	2020 年 2 月 23 日 IR 委員会議事録
	2020 年 2 月 27 日学部教授会議事録
	洗足学園中期計画 2020～2024 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会答申)
	2 内部質保証
2021 年 4 月 15 日自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会議事録、資料	
2021 年 5 月 6 日学部教授会議事録	
内部質保証と点検評価について～2021 年度基本方針	
2021 年度教授会・委員会組織・メンバー	
大学 HP(2020 年度後期授業に関するアンケート区分別集計結果表)	
2020 年度卒業時満足度調査、修了時満足度調査	
2021 年 5 月 27 日入試委員会・大学院入試委員会議事録	
2021 年 11 月 25 日カリキュラム委員会議事録	
2021 年 11 月 25 日教務委員会議事録	
2021 年 6 月 24 日カリキュラム委員会議事録	
大学 HP(2020 年度学修行動調査結果)	
AP、AA 制度	
洗足学園音楽大学内部質保証推進委員会規程	
洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程	
洗足学園音楽大学大学院自己点検・評価委員会規程	
2021 年 5 月 17 日自己点検・評価委員会特別 WG 議事録	
2021 年 6 月 10 日自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会議事録、資料	
2021 年 6 月 14 日内部質保証推進委員会議事録	
2021 年 7 月 8 日学部教授会議事録	
2021 DATABOOK 担当部門表	
DATABOOK で見る洗足学園音楽大学 2021	
2021 年 7 月 1 日 IR 委員会議事録	
2021 年 7 月 12 日自己点検・評価委員会特別 WG 議事録	
2021 年 12 月 2 日学部教授会議事録	
2021 年 12 月 9 日学部・大学院自己点検・評価委員会議事録、資料	
2019 年度 洗足学園音楽大学に於ける自己点検・評価について (総括)	
2020 年度 洗足学園音楽大学に於ける自己点検・評価について (総括)	

2 内部質保証	2021年度 洗足学園音楽大学に於ける自己点検・評価マニュアル
	2021年9月16日自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会議事録、資料
	2021年10月7日学部教授会議事録
	2021年4月26日人事委員会議事録
	2021年5月31日研究費審査委員会議事録
	2021年6月10日教務委員会議事録
	2021年6月17日教育研究業績委員会議事録
	2021年5月27日ハラスメント防止委員会議事録
	2021年6月10日社会連携・社会貢献委員会議事録
	大学HP(改善報告書2019年度)
	大学HP(大学基準協会「改善報告書評価結果」)
	大学HP(設置計画履行状況調査2020年5月1日現在)
	洗足学園音楽大学点検・評価報告書に関する外部評価報告書
	学校法人洗足学園情報公開規程
	大学HP(自己点検・評価)
	大学HP(2020年度事業報告書)
	大学HP(2020年度監査報告書)
	2020年10月8日FD委員会議事録
	2020年11月26日IR委員会議事録/学修サポート体制メンテナンス後の経過報告
	オンライン併用教授会
3 教育研究組織	大学HP(設置学部・学科・コース等)
	2007年6月学則変更届
	大学HP(2021年度音楽学部履修要項)
	大学HP(専攻科入試案内 学生募集停止のお知らせ)
	大学HP(2021年度大学院履修要項)
	大学HP(現代邦楽研究所)
	洗足学園音楽大学現代邦楽研究所規程
	大学HP(洗足学園音楽大学現代邦楽研究所2020年度活動報告書)
	洗足学園音楽大学舞踊研究所規程
	大学HP(洗足学園音楽大学舞踊研究所2020年度活動報告書)
	洗足学園音楽大学教職センター規程
	大学HP(教職センター)
	洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館規程
	大学HP(ターミナルL:図書館)
	洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館委員会規程
	2021年6月3日学部教授会議事録
	平成28年9月6日学則変更届(抜粋)
	大学HP(行政職員)
	洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館長選任規程
	洗足学園音楽大学教職センター長規程
	2021年5月13日教員養成カリキュラム委員会議事録
	2021年4月19日図書館委員会議事録
	大学HP(2019年度音楽学部収容定員関係学則変更認可申請書:学則の変更の趣旨等を記載した書類)
	大学HP(2021年度音楽研究科収容定員関係学則変更認可申請書:学則の変更の趣旨等を記載した書類)
	2021年3月9日自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会議事録
	2021年5月6日カリキュラム委員会議事録
	大学HP(声優アニメソングコース)
	大学HP(ワールドミュージックコース)
	大学HP(ダンスコース)
	大学HP(音楽環境創造コース)
	2016年7月7日学部教授会議事録
	洗足学園音楽大学現代邦楽研究所長規程
	洗足学園音楽大学舞踊研究所長規程
	2020年7月9日学部教授会議事録・資料

3 教育研究組織	大学 HP(新型コロナウイルス感染症に対する 2020 年度実績について)
	2021 年 2 月 18 日 IR 委員会議事録・資料
	多様なコースと充実したカリキュラム
	大学院の特色
4 教育課程・学習成果	大学 HP(洗足学園音楽大学 2021 年度カリキュラムマップ)
	2020 年 11 月 26 日教務委員会議事録
	2020 年 12 月 3 日大学院教授会議事録
	大学 HP(2021 年度大学院カリキュラムマップ)
	2020 年 9 月 24 日カリキュラム委員会議事録
	大学 HP(2021 年度学部カリキュラムツリー)
	大学 HP(2021 年度大学院カリキュラムツリー)
	大学 HP(2021 年度学部履修モデル)
	大学 HP(2021 年度大学院履修モデル)
	声楽研究 I～IV(シラバス)
	室内楽研究 1(弦楽器)(シラバス)
	オーケストラ研究 2-1～2-4(シラバス)
	ソルフェージュ I(シラバス)
	和声学 II(シラバス)
	ソルフェージュ I【仮登録】(シラバス)
	ソルフェージュ II【仮登録】(シラバス)
	大学 HP(SENZOKU ONLINE SCHOOL OF MUSIC)
	入学前教育について
	2021 年度オリエンテーション日程
	高大連携・事務手続き覚書
	大学 HP(受験ステーションクロスアーツ)
	2021 音楽理論担当教員からのお知らせ(楽典実力試験について/ソルフェージュクラス分け)
	単位修得率・GPA
	2021 ソルフェージュ I～IV履修者数
	音楽分析基礎講座【仮登録/シラバス用】
	音楽史(シラバス)
	2021 年度音楽史履修者数
	プロフェッショナル特殊研究 1 金 1 枠/打楽器楽曲における作編曲の研究 他 2 科目(シラバス)
	音楽教育学演習 I/音楽教育学演習 II
	演奏法研究 I(PF)/専門器楽実習 I(PF)/副論文作成研究
	創作制作研究 I(SC)/創作制作研究 II(SC)
	2021 音楽研究科コースワーク/リサーチワークの比率
	読解力養成講座 1・2/文章力養成講座 1・2/分析力養成講座 1・2
	キャリアデザイン講座 1・2
	2021 授業形態別履修者数
	2021 年度 AA 勉強会資料 20210218 履修について
	研究指導計画/2021 大学院修士論文テーマ提出フォーム/2021 年度副論文テーマ提出要項(0328 提出用)/2021 大学院研究計画書《書き方・執筆要領》(2021 年度 4 月)
	打楽器奏法研究 I～IV
	2021 音楽学部授業時間割(講義)
	2021 音楽学部授業時間割(レッスン/室内楽/ラボ等)
	オーケストラ研究 1-1～1-4 ベーシック
	バンドワークショップ 1-1(2021 年度前期)
	バンドワークショップ履修者数(2021 年度前期)
	2021 合奏別履修者と指導教員数
	2021 合奏科目履修者数(延べ/実数)と履修率
	2021 年 3 月 5 日 取得単位に関する連絡[注意]
	学修サポート体制メンテナンス後の経過報告
2021 年度大学主催演奏会企画一覧	
プロフェッショナル特殊研究 1 金 1 枠: 打楽器楽曲における作編曲の研究/アンサンブル研究 1(打楽器)	

4 教育課程・学習成果	プロフェッショナル特殊研究1・2 ピアノ専攻
	オペラ研究1・2
	即興演奏講座（初級）
	2022年度シラバス作成・登録要領
	2021年5月20日FD委員会議事録・資料
	2021年7月8日FD委員会議事録
	2021年12月2日FD委員会議事録
	シラバス改善報告書提出一覧
	2020年度後期授業評価アンケート結果_区分別集計
	洗足学園音楽大学成績の評価基準
	洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準
	2021和声学採点法
	2021年度教職ピアノ実習1-1・2 教員実施要項
	2021採点員一覧(抜粋)
	洗足学園音楽大学学生の他の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程
	洗足学園音楽大学大学院学生の他の大学院における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程
	2021年4月22日教務委員会議事録
	2021年度卒業・修了判定基準
	2021年2月25日学部教授会議事録
	2021年2月25日大学院教授会議事録
	2021年度学年末実技試験日程
	2018-2020卒業判定状況
	洗足学園音楽大学学位規程
	2018-2020大学院学位授与状況
	修了演奏・修士論文/副論文審査員一覧
	洗足学園音楽大学大学院修士論文審査基準
	洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準（旧大学院修士論文審査基準）
	大学HP：洗足学園音楽大学学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）
	大学HP：洗足学園音楽大学大学院学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）
	学修ポートフォリオ1年～4年
	2020年度卒業時満足度調査
	2020年度修了時満足度調査
	2020年度学修行動調査・分析、全国比較
	2021年度前期教職ピアノ実習4 教員実施要項
	2021年3月9日教務委員会議事録・2020年度成績
	2021学修成果の可視化
	2021「学修成果の可視化への取り組み」意見交換内容
	大学院リサイタルシリーズ1～7
	大学院コンチェルトのタブ全体オーディション結果・プログラム
	2021年度大学院修士論文・副論文題目一覧（中間発表より）
	2020年度大学院研究演奏会(プログラム)
	2020年度大学院修了演奏会(プログラム)
	2020年度大学院グランプリ(プログラム)
	2021年7月8日FD委員会議事録
	成績分布・理論科目分析
	2021年12月2日FD委員会議事録
	2022年度開講科目シラバスチェック実施要領
2022年1月13日学部教授会議事録	
2022年1月13日大学院教授会議事録	
シラバス改善報告書フォーマット	
シラバスチェックワークショップ	
修学アドバイジング報告書_MS3年次	
修学状況報告書_MS4年次	
対応履歴の蓄積_プロファイル	
教員遠隔授業ガイド(洗足ポータル掲載画面)	

4 教育課程・学習成果	教員遠隔授業について「GoogleWorkSpace の使い方」(洗足ポータル掲載画面)
	2021 年度応用演奏会実習 1-1~4-4 シラバス
	2020 年度応用演奏会実習動画配信作品による社会実践実習
	2020 年度遠隔授業における出席の取扱いと学年末成績評価について
	大学 HP(2021 年度音楽学部シラバス)
	大学 HP(2021 年度大学院シラバス)
	大学 HP(教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること)
	大学 HP(教員の養成に係る組織及び教員の数)
	大学 HP(教科及び教職に関する科目)
	大学 HP(教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目)
	大学 HP(卒業者の教員免許状の取得の状況)
	大学 HP(卒業者の教員への就職の状況)
	大学 HP(教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組)
	大学 HP(教職課程)
	大学 HP(洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー))
	大学 HP(洗足学園音楽大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー))
	大学 HP(洗足学園音楽大学大学院卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー))
大学 HP(洗足学園音楽大学大学院教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー))	
5 学生の受け入れ	2022 年度総合型選抜入試案内
	洗足学園音楽大学 2022 年度総合型選抜/一般選抜要項
	2022 プレカレッジ選抜要項
	2022【学部】学校推薦型選抜(指定校)要項
	音楽学部外国人留学生入試要項
	学 3 編入入試要項
	洗足学園音楽大学入学者選考規程
	洗足学園音楽大学大学院入学者選考規程
	2022 年度大学院入試案内
	2022 年度音楽研究科修士課程入学試験要項/一般入学試験・外国人留学生入学試験
	入試情報
	Open Campus2021
	受験準備講習会
	出張体験レッスン
	平日個別学校見学&体験レッスン
	Web 体験レッスン
	2020 年 11 月 24 日入試委員会・大学院入試委員会議事録
	2021 年 3 月 12 日入試委員会・大学院入試委員会議事録
	奨学金(大学 HP 掲載画面)
	入試委員会/大学院入試委員会 組織・体制
	入試委員会 PDCA サイクル
	2020 年 12 月 3 日学部教授会議事録
	2022 総合型選抜 採点員説明資料《実技審査・面談について》質問項目・チェックポイント
	洗足学園音楽大学入学者合格判定基準
	洗足学園音楽大学大学院入学者合格判定基準
	2021 年度研究指導教員研究指導補助教員
	2020 年 7 月 21 日入試委員会議事録・大学院採点員資料
	2021 年度入試結果
	2020 年 10 月 14 日入試委員会議事録・特別措置資料
	2018 年 3 月 30 日学則変更申請書
	2021 年 7 月 8 日入試委員会議事録・定員増資料
	2020 年 6 月 19 日大学院学則変更届抜粋
	2021 年 6 月 3 日大学院教授会議事録
	2021 年 1 月 26 日入試委員会議事録・入試区分毎入学者数見直し資料
	2021 年 9 月 9 日学部教授会議事録
	WEB 出願
	2021 年度入学者選抜報告
	大学 HP(学費)

5 学生の受け入れ	大学 HP(本学の入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー))
	大学 HP(本学大学院の入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー))
6 教員・教員組織	大学 HP(教員像及び教員組織の編成方針)
	2020年9月7日人事委員会議事録・資料
	2020年9月10日音楽学部教授会議事録
	洗足学園音楽大学人事委員会規程
	洗足学園音楽大学教員人事規程
	洗足学園音楽大学教員の任期に関する規程
	洗足学園音楽大学専任教員選考規程
	洗足学園音楽大学専任教員審査基準
	洗足学園音楽大学専任教員の任期更新審査基準
	洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程
	洗足学園音楽大学大学院専任教員選考規程
	洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準
	洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準
	洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程
	洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準
	2021年1月6日人事委員会議事録・資料
	2021年1月7日音楽学部教授会議事録
	洗足学園教職員就業規則抜粋
	学校法人洗足学園寄附行為
	2019年12月理事会決議録
	洗足学園音楽大学アカデミック・プロデューサー規程
	洗足学園音楽大学アカデミック・アドバイザー規程
	2021年度アカデミック・アドバイザー
	2021年2月1日人事委員会議事録・資料、2月4日大学院教授会議事録
	和声学教員一覧
	C603 配信スタジオ利用マニュアル
	2022年1月人事委員会資料
	HP掲載の教員採用情報画面
	e-café 書棚 (洗足ポータル掲載画面)
	2021年3月1日人事委員会議事録
	2021年3月4日学部教授会議事録・規程改正資料
	2020年7月2日FD委員会議事録・資料
	2021シラバス作成要領
	2021シラバスチェック実施要領
	2020-2021FD研修
	2021年9月2日大学院FD委員会議事録・大学院FD研修会案内文
	2021年度科研費公募案内: SENZOKUポータル画面
	2021年度教育研究業績作成のお願い
	2021年度教育研究業績記入要領
	2018-2020研究業績件数
	大学ウェブ(洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学リポジトリ)
	2022年1月11日洗足論叢編集委員会議事録・寄稿募集
	教育研究業績の計数化について・2014年9月11日音楽学部教授会議事録
2019年度マスターズコンサートリスト、各公演チラシ	
大学HP(教員・指導陣紹介)	
2021年度専任教員	
専任教員採用計画	
2020年度専任教員	
大学役員体制	
大学HP(専任教員個別表)	
大学HP(教員研究業績)	
大学HP(2020年度FD活動報告書)	
7 学生支援	大学HP(洗足学園音楽大学学生支援ポリシー)

7 学生支援	大学 HP (AP, AA 制度)
	2021 年 9 月 2 日教員養成カリキュラム委員会議事録
	2021 年 11 月 11 日奨学金委員会議事録
	2021 年 10 月 21 日進路・キャリア支援委員会議事録
	2021 年 9 月 9 日学生生活サポート委員会議事録
	2021 年 9 月 30 日ハラスメント防止委員会議事録
	2021 年 9 月 30 日学生規律委員会議事録
	2021 年度の事務組織について
	音楽理論入門 (シラバス)
	音大生のインターンシップ攻略講座・フリーランス基礎の基礎講座・音楽関連の企業と仕事
	2021 年度教員採用試験対策講座について
	2019-2021 年度外国人留学生数
	国際交流部報告
	2021 年 4 月 22 日学生生活サポート委員会議事録
	国際交流 WG Conversation Corner 実施報告
	2021 年 7 月 15 日学生生活サポート委員会議事録
	2021 年度学生相談室対応履歴・月報
	健康管理センターカンファレンス議事録
	学生生活サポート連絡会報告
	2020 年 11 月 19 日奨学金委員会議事録
	2021 年 2 月 25 日奨学金委員会議事録
	洗足学園音楽大学奨学金規程
	洗足学園音楽大学外国人留学生奨学金規程
	洗足学園音楽大学 IT スキル向上支援奨学金規程
	洗足学園音楽大学資格取得支援奨学金規程
	洗足学園音楽大学大学院グランプリ奨学金規程
	大学 HP (高等教育の修学支援)
	洗足学園音楽大学ティーチング・アシスタント規程
	洗足学園音楽大学スチューデント・アシスタント規程
	2021 年度 TA リスト
	2021 年度 SA 名簿
	洗足学園音楽大学ハラスメント防止規程
	洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学ハラスメント防止ガイドライン
	2018 年度ハラスメント防止委員会研修会開催要項
	2019 年度ハラスメント防止研修会開催要項
	2020 年度ハラスメント防止研修会アンケート集計
	2021 年度ハラスメント防止研修会
	健康管理センター - ハラスメント相談窓口 (ポータル掲載画面)
	入学前健康診断の実施について
	UPI 診断
	SNS 利用にあたっての注意
	キャリア・就職相談ご案内
	キャリアセンター活動報告 2020
	キャリア支援 WG 開催報告
	キャリアアドバイザー
	2020 年度ガイダンス一覧
	就職活動 HAND BOOK
	2021 年度進路キャリアガイダンス一覧 12 月末まで
	2021 年 10 月 21 日進路・キャリア支援委員会議事録
	2020 年度卒業生進路状況
教職課程について (HP 掲載画面)	
教職課程ガイダンス一覧	
2021 年度教員採用試験対策講座について (案)	
2020 教員採用試験合格者との交流会実施案	
教員採用試験合格者との交流会告知	
学友会クラブ (大学 HP 掲載画面)	
洗足学園オンラインフェスティバル 2021 実施報告	

7 学生支援	運動会告知・2019 反省	
	2019 年度コラボライブチラシ	
	2021 年度コラボライブチラシ	
	2021 年度アドバイジングスケジュール	
	2020 年 6 月 4 日教授会議事録・ICT 委員会資料・奨学金委員会資料	
	学生生活サポート委員会 PDCA	
	対面でのキャリア・就職相談を希望される方へ	
	CMC 企画概要	
	新型コロナウイルス禍における学生支援状況について	
	コロナ禍における学生支援報告	
	退学率と休学率 2020	
	2020 年度大学就職・進学状況	
	国際交流支援 WG 報告・コラボライブ	
	大学 HP(ジャンル別進路数)	
	大学 HP(キャリアセンター)	
	大学 HP(学生支援：障がい学生支援・留学生支援)	
	大学 HP(ハラスメント防止ガイド)	
	大学 HP(学生生活)	
	8 教育研究等環境	大学 HP(教育研究等環境の整備に関する方針)
		大学 HP(主要施設の概況)
2018 年度～2020 年度 IT インフラ履歴		
大学 HP(設備 IT 環境 2021)		
C603 配信スタジオ利用マニュアル		
入室管理システムについて		
設備点検日程表		
消火設備及び消火器配置図・避難経路		
SENZOKU ポータル(AED 設置場所)		
バリアフリーへの対応		
大学 HP(特徴的な施設)		
大学 HP(キッズスクウェア MUSIC POOL CINO)		
MUSICPOOL CINO 竣工について		
大学 HP(練習室/リハーサル室)		
大学 HP(設備楽器)		
大学 HP(2020 年度事業報告書)		
情報セキュリティ方針		
情報セキュリティハンドブック		
大学短大教員向け情報セキュリティハンドブック		
ISMS マニュアル		
ISMS 内部監査手順書		
WG による情報セキュリティ活動ご協力のご願い/2021 年度 WG メンバー表		
ソーシャルメディアの利用に関して		
学校法人洗足学園情報セキュリティ管理規程 (法人本部規程)		
洗足学園情報セキュリティ委員会設置規程 (法人本部内規)		
洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館選書規程		
学生リクエストについて/2020 年度学生リクエスト件数		
大学 HP(図書館：資料検索)		
大学 HP(図書館)		
図書館ガイド (洗足ポータル掲載画面)		
電子図書館サービス LibrariE (洗足ポータル掲載画面)		
大学オリエンテーション 2021 - 図書館ガイダンス (洗足ポータル掲載画面)		
教員ガイドブック (洗足ポータル掲載画面)		
学生リクエスト (洗足ポータル掲載画面)		
2021 年 6 月 21 日図書館委員会議事録 RILMIRIAM 資料		
2021 年 9 月 13 日図書館委員会議事録ミニセミナー報告		
ILL 利用承認書・参加機関リスト		
音楽図書館協議会資料		

8 教育研究等環境	図書館ガイド:施設案内 (洗足ポータル掲載画面)
	フォーラム参加報告
	図書館スタッフ新人研修報告書
	大学 HP (公的研究費の管理・監査体制など)
	2022 年度科研費公募のご案内 (SENZOKU ポータル掲示)
	洗足学園音楽大学個人研究費規程
	大学・短大教員向け情報セキュリティハンドブック
	専任教員の担当授業時間
	学校法人洗足学園個人情報管理基本方針
	学校法人洗足学園個人情報管理規程
	学校法人洗足学園公益通報に関する規程
	洗足学園音楽大学個人情報取扱い方針
	洗足学園音楽大学公的研究費規程
	作品研究法
	副論文作成研究
	音楽教育学演習Ⅱ
	副論ガイダンス資料
	修士副論文執筆の手引
	修士副論文作成研究(テクニカルレポート)執筆の手引
	修士論文執筆の手引
	科学の健全な発展のために
	研究倫理 e ラーニングコース修了証書
	監査報告書 2016-2018
	2018 年 9 月 6 日学部教授会議事録
	研究倫理教育受講者
	2016 年 9 月 8 日学部教授会議事録
	洗足学園音楽大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則
	2017 年 3 月 16 日自己点検・評価委員会議事録
	2019 年 5 月 9 日学部教授会議事録
	2019 年度個人研究費申請について
	洗足学園音楽大学研究倫理講習会 2020 年度
	研究倫理教育アンケート結果
	物品購入等希望調査 2020 年度
	学校法人洗足学園防火・防災管理規程
	災害時対応マニュアル・前田ホール災害時対応マニュアル
	2021 避難訓練実施要領・アンケート結果
	浸水対策計画
	大学 HP (新型コロナウイルス感染症予防対策への取り組み)
	9/7 からの開館について
	2020 年 11 月 5 日学部教授会議事録・資料
	大学 HP (貸出楽器)
9 社会連携・社会貢献	大学 HP (洗足学園音楽大学社会連携・社会貢献ポリシー)
	大学 HP (公開講座開設状況 2018-2020)
	大学 HP (2020 年度公開講座一覧)
	2021 年 2 月 4 日演奏委員会議事録・資料
	2019-2021 演奏会実習一覧
	被災地支援活動のあゆみ
	大学 HP (東日本大震災から 10 年を迎えて: リモート被災地支援演奏会)
	2021 年 2 月 18 日被災地支援委員会議事録
	オンラインスクール入学生用配布資料
	大学 HP (伝統音楽デジタルライブラリー)
	大学 HP (SENZOKU ONLINE SCHOOL OF MUSIC 中国語版)
	2021 年度「音楽のまち・かわさき」推進協議会理事会議案書
	2019 年度ジュニア音楽リーダー班分け表
	2021 年度ジュニア音楽リーダー育成事業活動報告書
	第 15 回音楽教育コース定期演奏会プログラム

9 社会連携・社会貢献	2019-2021 年度高津区との連携
	学校法人昭和大学と学校法人洗足学園との包括連携協定書、活動記録
	昭和大学リカレントカレッジ入学式における講師派遣について
	昭和大学との連携教育
	歌の力で詐欺撲滅
	2019 年 4 月 4 日音楽学部教授会議事録
	パークリー音楽大学協定書
	マヒドン大学音楽学部提携書
	「洗足音楽大学」杯～目指せ！ 电脑アフレコ王～
	2019～2021 年度主催演奏会観客数表
	社会連携・社会貢献委員会議事録等・2021 年度活動まとめ
	大学 HP(産学官連携協定書一覧)
	帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定
	2020 年 2 月 27 日学部教授会デスクネット掲示
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	
大学 HP：管理運営方針	
洗足学園音楽大学・大学院規程集	
洗足学園規程集	
学校法人洗足学園 洗足学園音楽大学長選任規程(2019. 6. 1 改正)	
2019 年 10 月 3 日学部教授会議事録	
2019 年 11 月 7 日学部教授会議事録	
2020 年 1 月 9 日学部教授会議事録	
2021 年 7 月 9 日理事会決議録	
学校法人洗足学園 洗足学園音楽大学長選任規程(2021. 8. 1 改正)	
洗足学園音楽大学副学長規程	
洗足学園音楽大学音楽学部長選任規程	
洗足学園音楽大学大学院音楽研究科長選任規程	
2020 年 6 月 4 日大学院教授会議事録	
e cafe 書棚：規程一覧	
改正学校教育法への対応状況	
2020 年 3 月 23 日学部教授会議事録	
2020 年 2 月 27 日学則変更事由新旧対照表	
2019 年 12 月 5 日大学院教授会議事録・学則変更資料	
2020 年 3 月 23 日大学院教授会議事録	
2021 年度 CL/BH 木曜会メンバー	
2021 年度図書館利用者アンケート結果報告	
2021 年度図書館利用者懇談会実施報告書	
2021 年度職員提案制度	
2021 年度物品購入希望調査	
洗足学園消防計画	
2021 年度避難訓練実施報告書	
海外渡航ポータルブック	
学校法人洗足学園経理規程	
学校法人洗足学園固定資産及び物品調達管理規程	
2021. 3 資金収支月計表	
2020 年度監査法人監査報告書	
経費データ集計結果	
洗足学園契約職員就業規則	
洗足学園非常勤職員就業規則	
採用情報 職員	
2021 年 4 月採用事務職員一覧	
洗足学園職員給与規程	
2020 年度専任職員評価	
2020 年度契約・非常勤職員評価	
2020 年度業務報告会	
本学の求める職員像及び人材育成方針について	
2017 年度大学事務組織について	

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	国際交流部新設について
	2021 年度の大学事務組織について
	2021 年度学校基本調査学生教職員等状況票
	学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程
	新任職員研修案内 2020
	新任事務職員研修資料
	個人情報保護研修会
	IT 資格取得募集 2020
	資格取得・能力開発支援制度
	提案数推移
	2017 年 2 月 23 日学部教授会議事録
	2017-2019 年度スタッフセミナー一覧
	2021 年 2 月 19 日 SD 委員会議事録・2020 年度 SD 委員会報告
	大学教職員の力量向上と役割の高度化
	2021 年 10 月 8 日 SD 委員会資料
	Google Workspace 研修
	大学規程集デスクトップ掲載画面
	監事による監査報告書 (6 カ年)
	2020 年度内部監査室報告書
	監査法人による監査報告書 (6 カ年)
2020 年度事業報告書	
2020 年度役員名簿	
10 大学運営・財務 (2) 財務	2022 年 2 月理事会議事録 (施設設備引当・長期財政)
	長期財政計画
	様式 07_01_5 ヶ年連続財務計算書類
	今日の私学財政令和 2 年度版
	2020 年度財務の状況
	経費データ集計結果
その他	2022 年度_5 ヶ年連続財務計算書類
	2022 年度監査報告書_評議員会
	2022 年度監査報告書_理事会
	洗足学園音楽大学学位規程
	2020 年度 SD 研修会
	2021 年度【履修要項】大学院 P 6

洗足学園音楽大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	活躍する卒業生
	卒業生進路一覧
	2022 教務ガイダンス
	お知らせ新着情報
	Topics 一覧
	note:SENZOKU.net
	instagram:senzokuondai
	Instagram Video 「middle C」 企画書
	YouTube:洗足学園音楽大学/SENOKU GAKUEN college of music
2 内部質保証	ポータルブック掲載画面
	2021年1月6日内部質保証推進委員会議事録
	2021年3月22日内部質保証推進委員会議事録
	2021年4月5日内部質保証推進委員会議事録・2021年度基本方針
	2022年4月4日内部質保証推進委員会議事録・2022年度基本方針
	2022年4月14日学生生活サポート委員会報告
	2022年4月14日自己点検・評価委員会議事録
3 教育研究組織	過去5年コース毎の教員数_学生数_ST比
	2021年2月18日カリキュラム委員会議事録
	【洗足学園音楽大学】「入学意向調査」全体集計
	【洗足学園音楽大学】「採用意向調査」全体集計
	BH 木曜会報告
	パークリー音楽大学との単位互換の実態
	SENZOKU ポータル_米国パークリー音楽大学説明会
	20180524 大学木曜会_海外留学生に関する報告
	20181220 大学木曜会_留学生数の現状と留学生への支援内容について
	理事会決議録_2019年5月25日
	理事会決議録_2021年3月27日
	2022年7月14日学生生活サポート委員会議事録・国際交流資料
	For International Students (留学生サイト)
	Sync Hub : 留学生サロン
4 教育課程・学習成果	2021年度指導教員実績 (オーケストラ研究 1-1)
	2021年度指導教員実績 (吹奏楽研究 1)
	2019年2月20日カリキュラム委員会_WG報告
	2019年WG資料_2016-2018年度推移_教養科目修得単位数
	2021年11月25日第4回教務委員会資料_単位修得率・GPA_音楽学部
	2022年3月9日第6回教務委員会議事録
	2022年3月9日第6回教務委員会資料 (履修要項_一般総合科目について)
	履修について
	2022オリエンテーションサイト (コース別ガイダンス)
	成績分布 (2015-2020) _分析資料
	2022履修要項_成績評価基準
	洗足学園音楽大学カリキュラム委員会規程
	洗足学園音楽大学教務委員会規程
	カリキュラム委員会と教務委員会の関係
	2020年12月3日第4回FD委員会議事録
	2021年7月8日第2回FD委員会資料_シラバスチェック報告
2021年度SD研修会	

4 教育課程・学習成果	2022年7月21日第2回FD委員会議事録
	2022年7月21日第2回FD委員会資料_2022シラバスチェック報告
	オリエンテーションサイト⇒履修ガイド22(新入生)
	シラバス「ゲストユーザ」
5 学生の受け入れ	2022 大学コース別・楽器別 入学試験状況
	2020年3月13日入試委員会議事録
	2020年11月24日入試委員会議事録
	2021年7月8日入試委員会議事録
6 教員・教員組織	2021 年度コース別年齢別教員構成一覧
	作曲理論部会(総会)
	2021年6月17日大学院FD委員会議事録
	2021年10月8日第5回大学院FD委員会議事録
	2021年10月8日第5回大学院FD委員会資料_大学院FD研修会報告
	2022年7月14日教育研究業績委員会 第1回WG議事録
	2022年4月4日人事委員会議事録
7 学生支援	2022年4月-7月健康管理センターカンファレンス議事録
	洗足学園音楽大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
	学生生活サポート委員会 Check, Action
	学生生活サポート委員会 PDCA
	デスクネット規程掲載画面 desknet's NEO
	ポータルブック規程掲載画面
	2022年度SD研修会_対面
	2021年度AP・AA教員一覧
	2021年9月9日教授会定例報告
	ハラスメント防止規程(学園2017.4.1)
	旧ハラスメント防止ガイド
	ハラスメント防止ガイド2022
	2021年2月17日ハラスメント防止委員会 議事録
	2022年2月17日学生規律委員会 議事録
	ハラスメント防止委員会 Check, Action
	学生規律委員会 Check / Action について
	2022年6月9日自己点検・評価委員会議事録
	自己点検・評価報告書2022問題点リスト
	2022年5月19日奨学金委員会 議事録
	奨学金委員会 PDCA Check and Action
8 教育研究等環境	教育研究等環境の整備に関する方針
	洗足学園音楽大学研究活動における行動規範
9 社会連携・社会貢献	2022年度全日本吹奏楽コンクール課題曲クリニック&課題曲全曲コンサート
	演奏委員会・社会連携社会貢献委員会メンバー表
	2021年12月9日演奏委員会議事録
	2022年5月19日演奏委員会議事録
	2021年6月10日社会連携・社会貢献委員会議事録
	2022年4月14日社会連携・社会貢献委員会議事録
	2020年4月9日教授会議事録
	2020年度教授会資料(オンラインスクール)
	2021年5月6日教授会議事録
	基礎データ2022担当部門表
	2022年度 databook 担当部門
	databookで見る洗足2022
	2022年7月21日IR委員会議事録

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2022年3月3日教授会議事録
	規程改正_学部
	2022年2月24日奨学金委員会 議事録
	学校法人洗足学園稟議規程
	理事会決議録_2019年7月12日
	洗足学園音楽大学スタッフディベロップメント規程
	理事会決議録_2022年3月26日
	2022年6月20日特別WG議事録
	学校法人洗足学園洗足学園音楽大学任期制専任教員就業規則
	学校法人洗足学園洗足学園音楽大学特任専任教員就業規則
	学校法人洗足学園洗足学園音楽大学非常勤教員・定年制非常勤教員就業規則
	洗足学園ガバナンス・コード
	その他
外部有識者名簿 2021	
卒業時満足度調査 2020	
教学 IR 体制がわかる根拠資料 (AA 勉強会、履修指導)	
入試委員会/内部質保証推進委員会/自己点検・評価委員会メンバー表	
定員管理骨子	
2022年度コース別専任教員・ST比検討資料	
非常勤/任期制専任教員/助手 契約書雛形	
2021年度末任期更新教員一覧	
研究室割当て教員一覧	
2022年度 AA/AP 一覧	
入学前教育成果	
留学生サロン	
個人研究費について	
常勤職員改善	
専任職員数比較 2014-2021	
教授会議長	
職員情報共有資料	
相見積もり	
2021年12月2日学部教授会議事録・学則変更資料	
2021年12月2日大学院教授会議事録・学則変更資料	
理事会決議録 (2021年12月10日11時)_第6号・7号議案	
洗足学園音楽大学の学則の変更届出書一式	
洗足学園音楽大学大学院の学則の変更届出書一式	

洗足学園音楽大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
8 教育研究等環境	2022 年度入学式次第
	2022 年度卒業式次第
	洗足学園音楽大学研究費審査委員会規程